

第14回 E S R I - 経済政策フォーラム

「構造改革特区と経済活性化」

平成15年7月3日

内閣府 経済社会総合研究所

第14回 ESRI-経済政策フォーラム
「構造改革特区と経済活性化」
議 事 録

経済社会総合研究所

第14回 ESRI - 経済政策フォーラム議事次第

日時：平成15年7月3日（金） 14時00分～16時30分

場所：東海大学校友会館「阿蘇」

1．開 会

2．鴻池構造改革特区担当大臣あいさつ

3．基調講演1 八代 尚宏 日本経済研究センター理事長

4．基調講演2 北川 正恭 早稲田大学教授

5．パネルディスカッション

（パネリスト） 奥谷 禮子 （株）ザ・アール代表取締役社長

北川 正恭 早稲田大学教授

末吉 興一 北九州市長

福井 秀夫 政策研究大学院大学教授

八代 尚宏 日本経済研究センター理事長

（モデレータ） 香西 泰 経済社会総合研究所所長

6．フリーディスカッション

7．閉 会

本議事録は、フォーラム事務局の責任において作成したものであり、ありうべき誤りはフォーラム出席者に属するものではない。

【司会】 本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第14回ESRI-経済政策フォーラムを始めさせていただきます。

本日のテーマは、お手元の議事次第にありますように、「構造改革特区と経済活性化」でございます。

本日のパネリストをご紹介します。向かって右から、株式会社ザ・アール社長の奥谷禮子様、早稲田大学教授で前三重県知事の北川正恭様、北九州市長の末吉興一様、政策研究大学院大学教授の福井秀夫様、日本経済研究センター理事長の八代尚宏様でございます。モデレータは、当研究所の香西所長が務めます。

議事次第にありますように、本日は、構造改革特区担当の鴻池大臣においでいただきましてごあいさつしていただく予定ですが、時間の方が少し遅れておりますので、基調講演の中にちょっと食い込むかもしれません。大変申しわけありませんが、大臣ご到着の際には中断させていただきますましてごあいさつをいただきたいと思ひます。

それでは所長、よろしくお願ひいたします。

【香西】 それでは、大臣のごあいさつは後でいただけると思ひますが、基調講演を2つ予定しております。パネリストの皆さんは、教授だったり市長さんだったり理事長だったり社長だったりいろいろですけれども、「さん」づけで失礼いたします。よろしくお願ひします。

最初の基調講演は八代さんからお願ひしたいと思ひます。次の基調講演は北川さんからお願ひするという予定になっております。

八代さんお願ひします。

【八代】 ただいまご紹介いただきました、日本経済研究センターの八代でございます。お手元に「構造改革特区と経済活性化」というレジュメがございますので、これに沿ってお話させていただきます。

まず、規制改革とは何かということをお話したいと思ひます。よく規制緩和ということ、自由放任主義であり、政府は要らないというものだと誤解されている方も多いいと思ひます。しかし、規制改革というのはそうではなくて、競争を阻害する事前規制をできるだけ撤廃して行き、同時に競争を促進するような事後チェック機能というものを強化していく。その意味で規制緩和と規制強化の組み合わせでやっていくことです。目的は市場競争を促進することで、消費者が事業者を自由に選べるような社会にしていくことです。特に社会的規制の分野では、事業者のモラルに依存して消費者を守ろうという考え方が非常に強いわけですが、それだけではなく、事業者間の競争を通じて消費者の利益を守る仕組みを確立して行くことが規制改革の一つの目的であります。

そのときには、単なる事業の効率化ということではなくて、今まさに求められているような新しい産業をつくり、雇用をつくる。そのためには、今、政府が競争を抑制させているような官製市場を改革することが基本となるということです。それと同時に国から地方への権限を委譲していくことで「足による投票」という競争原理も働き易くすることです。そうやってきますと、個別規制の改革ということだけでなく、制度自体の改革という形に近づきますが、まさに特区というのはそういう一つの良い例ではないかと思います。

鴻池大臣が見られましたので、ここでちょっと中断させていただきます。

【香西】 大臣のごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【鴻池構造改革特区担当大臣】 鴻池祥肇でございます。熱心にお話をされております途中に入りまして恐縮をいたしておりますが、特区について勉強を重ねておる立場といたしまして、きょう、特区と経済活性化についてのご議論をしていただき、また政府に対してご指導いただけるということにつきまして、大変ありがたく思い、お邪魔をいたしましてごあいさつの機会をちょうだいしたわけでございます。

ご存じのとおり、4月、5月に特区を117の認定をさせていただきました。市長さんもお見えでございますが、仮免許で既に突っ走っておられる見事な行政を敷いておられます北九州市さんでございますとか、それぞれ全国でいろいろな分野で経済規制、社会的な規制を緩和、あるいは地域に限って規制を外すという作業を、今なお進めておるところでございます。8月には次の認定をするという作業に入っておるところでございます。

提案の数が今までで約2,000ちょうだいをいたしております。今回のご提案につきましては200程度でございますけれども、それぞれが中身が大変重くなってまいりました。特に厳しい規制を誇りといたしております文部科学省関係、あるいは厚生労働省関係が大変多うございまして、地域の提案、あるいは民の提案というものをしっかりと受けとめて、まさに宝物のようにして受けとめて規制官庁と交渉する。表現を変えれば「渡り合う」と、こういうことが我々特区室の仕事でございます。

そして、今後の我々の大変大きな仕事の一は、特区を認定しました後の評価をどうするかと、こういうことございまして、評価委員会を立ち上げさせていただくことになりました。本日お見えでございます八代先生、また、早稲田大学教授の北川さんが教授になられるなら、私も

教授になれるのではないかというふうに 早稲田大学の空手部ですから。私は早稲田大学の剣道部。それ以外のことは何もしていないんですから そういうことで、北川先生にもこの評価委員会にお入りをいただくことで快諾をしていただいております、合計10名を予定をいたしております。7名までお願いをいたしておりますが、あとの3名に關しましては公募をさせていただきますので、ただいま募集中でございます。大変優秀な論文をちょうだいをいたしております。

そして、私の希望でございますけれども、先ほど申し上げました医療の分野からも評価委員会の委員として、後ろを向かないでこっちを向いて出ておいでよということを強く希望をいたしております。また、文部科学関係からも、どうぞ出てきて大いに正論をぶつけ合い、いいものであれば全国に展開をする。一点突破、全面展開と、これは何か陸軍の言葉だそうですが、それをやっといこうということでございます。評価委員会の立ち上げを、ひとつ注意深く見守っていただき、また、一つのご指導をちょうだいできればと思っております。公募をいたすこと、そして北川さんのような大きな声の人に全国展開をやっていただくということを心から期待をいたしておりますし、すべてオープンでやりたいと、このように考えておりますので、ぜひとも皆様方のご指導をちょうだいしたいと思います。

私の賞味期限はいつまでかわかりませんが、賞味期限が続く限り、特区の担当大臣として真剣に、この地域の活性化、日本の閉塞感の打破のために頑張る所存でございますので、ぜひともご支援のほど、心からお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

【香西】 大臣、どうもありがとうございました。

それでは八代さん、続けてください。

【八代】 規制改革はなぜ必要かということでもありますけれども、これは結局過去の古い規制を新しい時代の規制に直すというわけで、規制が全く要らなくなるわけではないということですね。

それから、規制改革すると、何かいろいろな問題があるのではないかと、弱者が切り捨てられるのではないかとよく言われます。それに対する一番良い答えというのは、規制改

革というのは、いわば保護貿易から自由貿易への転換と同じである。日本がここまで豊かになったのは、自由貿易によって世界中と取り引きできるようになったからですが、なぜそれと同じことが国内市場でできないのか。国内での自由貿易の達成というのが、実は規制改革の目的だと言っているわけです。それを通じて、やはり今のまさに閉塞している状態を脱して国民生活の充実を図ることが、規制改革の一番大きな目的であります。

その意味で、今、アクションプランというのを総合規制改革会議でやっているわけです。これもいろいろ項目がございますが、一言で言えば、今まで非常に特殊であると言われていた医療、教育、農業、こういうものをすべて産業というふうに位置づける。医療というのは非常に公共性の高いものでありますが、やはりこれもサービス産業のひとつである。消費者に買ってもらわなければ、事業者は倒産せざるを得ないという当たり前の産業にしていくということではないかと思えます。

それから、構造改革特区の意義ということです。なぜ特区方式をとるのか。なぜもっと正々堂々と全国ベースの規制を緩和し、改革していかないのかという批判があります。それに対しては、当然ながら総論賛成・各論反対でありまして、やはり全国一律に大々的な改革をすると、何が起こるかわからないという懸念を装った反対論があるわけがございます。したがって社会的実験というのをやってみる。地域を限定して、従来の規制を外して、新しい事業活動を創出するというのをやるわけでありまして。このときに、例えばなぜ中国や北朝鮮のまねをするのかと言う人もいたわけでありまして、構造改革特区は、途上国型の特区ではなくて、いわば米国型の特区である。米国には、いわば事実上、50の特区があります。これは50の州がそれぞれ連邦政府で禁止されない限り独自の制度を持っており、それによって制度間競争が活発で、ある州の良い制度をほかの州がまねをすることでどんどん広がっていく。そういう制度間競争を連邦国家でない日本において少しでも導入すべきではないだろうかということでありまして。したがって、これは従来の国のモデル事業のように、国が地方に押しつけるのではなくて、地方のイニシアチブに基づいて、地方のニーズに沿った改革をするということです。

次に、これは議論があったところですが、今回の特区では特区であること自体と結びついた財政的支援はいっさいしないということを前提にしています。これは、財政的な支援をしますと、必ず国が介入したり、あるいは政治力で選挙区にカネを持ってくるということで、従来の

地域振興策と変わらないようなこととなります。まずカネではなくて知恵を絞ることによって新しいビジネスを導入していくという考え方です。

それから、地方自治体と内閣の特区室が直接的な連携を持っているというのが、今回の特区の大きな特徴です。その間に旧自治省もいなければ、それぞれの規制官庁もないわけであり、いわば市町村の長と直接内閣とが結びつける。これは日本の行政制度では革命的なことだと思いますが、そのような形で地方のイニシアチブが国の政策になっていく可能性があるということです。

特区についてある自治体の方が言っておられたのですが、例えばある地方の市町村の人が考えた制度が国の制度になり得るわけですね。つまり、特区法の形で従来の制度を改革し、それがやがて全国展開するとなると、ある意味で地方のニーズに基づいた一つの改革案が国の制度になる可能性もある。そのような意味では、地方自治体の国の行政への参画という考え方につながる制度ではないかと思います。

この特区法というのは、福井先生を初め、総合規制改革会議の事務局、構造改革特区室等多くの方の努力によっていろいろな形のアイデアが出てきたわけでありますが、とにかく前例がない制度ということが一つの大きな特徴であります。最初にこのアイデアが規制改革会議の作業部会が出たときは、こうした一国二制度の考え方は、霞ヶ関では非常識であり、到底実現する筈はないと言われたわけであり、つまり法律というのは、その時々でベストのものであるべきであり、ベストのものが同時に2つあるということはありませんと言われたわけですが、ともかくも、総理のリーダーシップによって実現したわけであり、

この特区法では、抽象的な総論と、特定地域に限定した規制の特例措置の具体的なリストという各論から成り立っているわけですが、その各論の方はどんどん長くなっていく。いわば特例を設けるポジティブリストをどんどん長くしていくわけです。本来はネガティブリスト、すなわち具体的に明記したもの以外は何でも特例措置を設けるという形にしたかったのですが、それは各省庁が到底受け入れませんので、限りなく長いポジティブリストという形で実質的なネガリストに近づけていくという手法をとっているわけであり、一般に法律というのは、成立すれば少なくとも3年ぐらいは変わらないのですが、この法律は何と1年に2回改正するという特殊な法律であり、法律を改正することによって規制の特例措置ができる項目をどん

ん追加していくという、頻繁な改正を当初から前提としている。このあたりは特区室のいろいろな知恵によって実現したわけでありませう。

もう一つは情報公開の徹底化ということで、地域から出た提案募集というものに基づいて各省と折衝するわけですが、その間の情報というのを交渉過程も含めてすべてネット上で公表する。これまで法律改正とか制度改正というのは、密室で利益関係者を集めて妥協によってできているというのが一つのやり方だったのですが、今回はすべて情報公開するという、いわばIT時代にふさわしいやり方ではないか。その意味で、行政現場の市町村と市町村直轄の内閣府、いわば国の両極端の行政組織が直接ネットによって結びつくという、革新的なことではないかと思えます。

それから、先ほどごあいさつされました鴻池大臣のように、制度改革に専任の大臣がこの特区をつくり、そのために働く専任の組織がある。これは例えば道路公団のように、利害に直接関係する事務局が改革を行なうということに比べて、非常に進みやすい仕組みであるわけでありませう。

それから、今後の特区の進め方というのは、自治体や個人や企業から、特区の提案を受け付ける。それらの提案に基づいて特区室で項目を整理して各省と折衝する。合意ができれば、それを規制の特例措置という形で法律に書き、リストに加える。それに基づいて改めて申請を受け付けて特区ができるという、このプロセスがあるわけだ。これを1年に同時にやるわけでありませう、先ほど鴻池大臣もおっしゃいましたが、8月にはまた次の申請がある。1年に2回ずつやっていくという、非常にアクティブな法律なわけでありませう。

それから、第1次特区としては117地域が設立されたわけだ、教育や農業や国際物流であるとか、いろいろな形で特区ができたわけでありませう。この4番目の医療関係について医療特区というのは、残念ながらまだできていないように見えるわけだ、実質的にはできたのと同じだ。というのは、神戸市等が高度先進医療病院という、制度的にメリットのある病院の形態があるわけだ、これが300床以上のベッドを持っていないとできない。病床数が多い大病院であれば質が高いという考え方でできている法律ですが、そうではなくて、もっと病床数の少ない小さな病院でも、この高度先進医療病院の適用を受けられるようにという形で特区申請したわけだ。これは、特区では認められないけれども全国で認めるということになったわけだ

す。これは、特区というのは、本来は、全国適用するための一里塚であるわけで、それを吹っ飛ばして、いきなり特区を契機にして全国ベースの規制改革ができれば、それにこしたことはない。いわばこれも特区ということを契機に、これまで進まなかった医療に関する規制改革が一つ進んだ例ではないかと思えます。

特区というのは本来はない方がいいわけで、特区をつくったら、あとは速やかにそれを全国ベースにしていく。先ほどのお言葉であれば、仮免許をまず本免許に変えていくという一つのプロセスでありますから、それを促進するための一つのメカニズムであれば、それでいいわけでありす。

そういうような形で構造改革特区ができたわけでありすますが、まだまだ将来課題は大きいわけでありす。1つは、まだ真に実験的な内容の特区というものは少ないことす。これは、本来社会的実験であるからには、これまでに全く例のないような新しい改革を試みたいわけすますが、残念ながらまだまだ既存の規制を少しずつ手直しするといふものが多いわけでありす。その意味では、今度第3次の改正でできます株式会社の病院参入であるとか、あるいは学校や農業を営む株式会社ももっとどんどん出てこなければいけないのではないか。

それから、一つのあるべき特区のイメージとしては、1つの省庁の規制ではなくて、各省にまたがる複数の規制の特例を同時に達成する。それによって、これまでなかなか実現しなかつた新しいビジネスをつくっていくといふ、そういうものがまだなかなか少ないわけで、今後は、複数の省庁にまたがるような規制改革といふものを進める特区を目指す必要があるのではないかと思えます。

それから、特区というのは、あくまでも自治体主導の改革をするときの一つの手段にすぎないわけで、自治体の熱意といふのが一番重要である。規制といふのは必ずしも明確な範囲はないわけでありまして、新しい事業が規制に反するかどうかをあらかじめ各省庁に聞けば、やめた方がいいといふ指導を受けるわけすますが、もう聞かずにやってしまえば、別にそこで明確な法律違反がない限りは追認される例も多いわけす。規制のグレーゾーンといふのは大きいわけすからまず突っ走ってみる。そのときの一つの手段として、例えば特区を使うのもいいし、特区なしでやるのであればもっといいのではないかと思われす。特区といふのは、全国的な規制改革をおくらせるものではなくて、むしろ促進させるための手段である。したがって、特

区をしたからしばらく様子を見なければ全国ベースの展開はできないという論理をできるだけ排除しなければいけない。例えば農業特区をつくって株式会社に農地経営をさせてみたら、そこで育つ米が果たしてほかの農地の米と比べて育ちがいいか悪いかを見なければ特区の評価ができないというような意見はナンセンスです。株式会社農業が自作農等と比べてどのような本質的な違いがあるのか。そのためには、やはり評価というのが非常に重要である。この特区評価委員会というのが間もなくできるわけですが、やはりそこは効果と弊害の両面を見る必要がある。特に特区でさしたる弊害もなければ、それは全国的に認めてもいいのではないか。あくまでも弊害チェックということを重点に考える必要があるのではないかと思います。

また、特区室というのは、さまざまな意味での行政制度運営の実験場でもあるわけでありまして、先ほど鴻池大臣もおっしゃいましたが、この評価委員会の委員のうち3割を公募にする。これは研究会なんかでは以前にもありましたが、おそらくこうした公式の委員会での公募は初めてだと思います。そういうような形で思い切ったいろいろな実験を試みる。あるいは、こういう評価委員会の事務運営を、貴重な公務員を使うのではなくて民間に委託するというようなお話もありましたが、そういうような形でいろいろな制度実験を一挙にやってみよう。できれば、この特区方式というのを他の制度改革にも積極的に適用してみる例えば道路公団とか郵政3事業とか、そういう問題についても、可能であればこういう特区方式をやってみて、まず制度改革の実験をやる。そういう意味で、今はこの特区室がいろいろな新しい試みをしているわけですが、それはいずれ全省庁ベースの構造改革につながる可能性を秘めているものではないかと思っています。

(拍手)

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、北川さんからお願いいたします。

【北川】 北川正恭でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私は、この特区構想は大変高く評価をさせていただいている一人であります。それで、最近、2つの言葉に凝っております、一つはマニフェスト(政権公約)ということです。最初から健康のために苦い薬の入った公約を選挙の前に掲げ、それを実行する。だから、選挙だから苦い話はやめようというようなことではない。数値がついて財源がついて期限がついてという、

はっきりした公約を約束して、そして政治主導に持っていかないといけない。前例を踏襲して、そして法律に基づいて 秩序維持の官僚の皆さんに新しいことを求めること自体が無理で、秩序を守る体質のある方々に対して、民が本当にはっきり審判を下して、政治主導、いわゆる民主主義社会を達成するということで、マニフェスト（政権公約）を頑張ってやりたいなというのが一つ。

もう一つは、北京の蝶々というのを理解いただこうと思っております。1羽の蝶々が北京で羽ばたいたらニューヨークでハリケーンが起きたという、カオス理論、複雑系の理論でございます。家に帰られたらインターネットで検索していただければ出ておりますので、ぜひごらんになっていただきたいと思えます。すなわち、北京で1羽の蝶々が舞ったら、それに感動して2羽が4羽、4羽が8羽、あっという間に感動が感動を呼んで、共鳴が共鳴を呼んで世界を席卷したという、そういうことでございます。したがって、北京の蝶々を飛ばすことがとても重要なことではないかと考えますときに、発表をされたこの特区構想こそが北京の蝶々であったというふうに思えます。北京の蝶々をパッと飛ばしたら、北九州市がパッときれいな蝶々になり、やがて全国の3,300の自治体が、一気にご自分の自己決定・自己責任の世界において見事な蝶々を飛ばして舞った。そうすると、その3,300羽が、お互いが共鳴し合って5,000羽、1万羽ということになったときに、社会は変わるということだと思えます。

そういうことが、実はいろいろな要因でできなかったと思えます。これを規制特区というならば、私はまさに行政が今までやってきた規制、これを取り除く一つの突破口になる、すばらしい北京の蝶々だということを感じます。それはどういうことかといえますと、今まで縦割りという規制が日本の行政にはありました。この縦割りを突破するのにみんながどれくらい苦労するか。その縦割りを守ろうとするのに、各省庁がどれくらい「てにをは」一つとって苦労するかという、その歴史をひもといたときに、まさにこれが取り払われて専任大臣ができたということになれば、これこそ特区でありまして、これはすごい大変化を起こす北京の蝶々になった。

もう一つはヒエラルキーでございまして、中央官庁が、国が上で地域社会が下という上下主従の圧倒的な関係があったわけでございます。それを破ったらどういうことが起こるかという、確実に江戸の仇は長崎で討たれるということをもみんな意識していましたから、心の中で軽

蔑はしていたとしても、中央官僚の泣く子と地頭には勝てぬということを実は取り払う規制改革であったわけでございまして、理不尽なものに対しては、これをはっきり改めさせるということが出てきた。すなわち縦割りの弊害と上下の弊害、ヒエラルキーの弊害というのを取り払うということこそが規制改革であって、そういうことを前例がないからやるということによって、すっかりこれが変わってくるということを思うところでございます。

かつて内務官僚のトップで知事会議の会長までやられた方が「それはな、北川。人を動かすのは予算と人事だよ」と、こういうことを言われました。知事は要らんなど、僕はそのとき思いました。パーキンソンの法則のとおり、そんなのは人と予算があったらだれでもやれるわけですから、トップリーダーは要らないわけですね。これが役人さんのナンバーワンの方の発想でした。だから、人も予算もなくして知恵を出して、知恵がなければ汗をかいてという、そういうことこそが今まさに求められているのではないかと。パーキンソンの法則を続ける限り 700兆円の借金は永遠にふえるということは、だれが考えてもわかるところでございますから、早くそこから決別するということにならなければいけないと考えます。

そこで、さまざまな特区構想は、まだ未成熟だとか思いつきだとか、いろいろなことがあります。そのとおりだと思います。失敗もたくさんあると思います。けれども、1回スタートしたら、北京の蝶々でありますから、その飛び方が、あそこはまずいなと思ったらすぐ直します。だから進化論ということで、ヒエラルキーで決まったことヒエラルキーに従ってということではなしに、みんなが勝手に飛ぶわけですから、これが刺激し合うということが、まさにこの国の閉塞感を取り除いていくとだと思います。

さらに、人と予算をつけなければ人が動かないということでは、今回は補助金なしですから、なおのことすごく結構でありみんな張り切りました。私どもの特区は四日市のコンビナートの再生をどうするかということを出しましたが、いろいろな方に知恵を出してもらうために参加していただいたときに、四日市市の消防署の方もプロジェクトチームに入っていました。その方が、石井消防庁長官のもとへ私どもと一緒にいき、長官にレクチャーをし、そして説得をしたんですね。消防庁長官も立派だったと思いますが、それを全部聞いていただいて、消防法の問題でございましたけれども、三重県は少し遠いので、川崎や京浜コンビナートを見ていただいて、そしてその形が変わって新たにモデル事業になったということは、かつて考え

られないことであつたわけでございます。聞いていただいた消防長官も、あるいはその職員も、本当に時代を画する北京の蝶々になってくれたと思います。

そうすると、その消防署の職員の1羽の蝶々が「自分もこうやって頑張ったら消防庁長官は聞いてくれた」「自分もやる」「自分もやる」「自分もやる」ということで、あつという間にヒエラルキーの関係がそこで消え始めていくということになるわけでございまして、そういう意味で、これはすごく大きなことだと思ひました。

さらに、最近三位一体とか、いろいろなことがあります。財務大臣とか総務大臣が、何かこつちの補助金と交付税はカットして、こつちに税源委譲しましょうと、こういうことです。これはこれで一歩前進でいいことではありますが、本当に地方自治の本旨からいって、そんなことが許されるのかねということをお私に思ふわけでございまして。中央省庁のお役人さん、大臣が、こつちの補助金を削りこつちに税源をあげますよと言うわけですね。それは裁量権ではないでしょうか。おれたちが考えてあげようとか、おれたちがしてあげようというのは、とんでもないことであつて、法律ではっきり決めて、そして補完性の原理と申しますか、サブシディアリティーで結構ですけれども、民でできることは民で、市でできることは市で、県でできることは県でやっていくというようなことからいけば、本来国が勝手に補助金をカットしたり、そして税財源を委譲したりというのは、してあげるとかいうことではないはずですね。だから、それは国ばかりを責めるわけにもいきませんが、これまでそういうシステムできたわけですから、地域もそれに甘えるという体制ができ上がつています。お互い補完し合つた関係ができ上がつていられるわけですから、これを本気でどなたかが破らないといけなかつたということに気がつかなければいけなかつたと思ひます。

本当を言うとお、今回のさまざまなことでも、国に裁量権があつて、各省庁間でいろいろな議論が起つていられるということでおございますけれども、多分どこが違ふかといふと、今までは判断はまだ中央省庁、供給サイドです。需要サイドではありません。今回の特区構想の決定的にいいことは、消費者サイドから判断をするということおです。だから、今回の議論の一番の中心は、どうして省庁と戦いが起つてきているかといふお、明らかにパトロンとクライアントの関係が壊れるからでありまして、これは業界と省庁が結びついていられることおでしょう。そして、頼つてくる者には庇護するということおに対しては、今までまことに温かい供給側の論理の日本

のシステムができ上がってきていました。このシステムはそこからちょっと離れた人たちにとっては、まことに排他的、独善的であり、今回はこれを一遍外してしまおうというタクスペイヤーの立場に立っての改革ですから、抵抗が大きいのは当たり前であると思いますが、そこを本当にこれは真剣にやっていくということになれば、これはまさに日本全体を変えていく特区構想が、いわゆる北京の蝶々として羽ばたいて、それが次から次へと各省庁に飛んで行くことになろうかと思えます。

そして各自治体も、今までは国に対して依存し、国はそれを庇護していたんですね。それに逆らった者は、江戸の仇は長崎ですね。そういうことをやはりノブリス・オブリージュといいますが、本当に自立して自己決定して自己責任をとって、そして官僚は、おれたちこそが本当に頑張ろうという思いになったら、今の官僚さん方、若い人がいっぱいやめようとしている人もいるし、やめていく人もいるのは一体何なんだろうというところまで変え始めたときに、この国はまさに民が動かす。すなわち選挙によって選ばれた人がはっきりとビジョンを示して、そのビジョンのもとに官僚がどうマネジメントしていくかということになれば、かつての官僚王国のような、すばらしい官僚の皆さんが民主導のもとの政治主導のもとで本来の働きをし、良循環が起こるといふふうに考えているところでございます。

すなわち、良循環を起こすことが政府の仕事ではないのか。良循環を起こすということはどういうことかといえば、どうぞ、皆さんで規制改革をしてください。そして我々は公正なルールに基づいて透明な組織と透明な運営をしますからというだけの話でしょう。それをパターナリズムで、パトロンとクライアントの関係で絶対死守するといった人がいるから、規制をどうしてもかけておかなければこの人を雇い切れない。まじめな発想だと思いますが、その根本的な発想を変えない限り、この国の閉塞感は取れるわけがないと思います。したがって、国の政治も、地方自治体も全く同じことで、お互い反省をしながらという発言をしているつもりですが、今までは右肩上がりで税がどんどんと増収していく。そうすると、それをどうやって分配するかというサービスをすることが政治行政の役割であったということを卒業しまして、政策のプログラムを争うということに変わってこないと、ますますサービス量がふえていくということで、競争し始めたら 700兆は 1,000兆に簡単になってしまうという、それほどの大パラダイムシフトを起こす仕掛けがここにあるのではないかと考えているところでございまして、

このことはぜひ本当に成功させることができればと思います。

その次に、今回のことで特にすごいなということの一つ二つ挙げますと、ひとつには、法律が悪ければ直したらいいではないかということに、民間の皆さんも自治体の皆さんも気づいたことだと思います。今までは法律は絶対だった、法律の一番もとの国の皆さんは絶対だったんですね。だから、その中でどうやってオペレートするかだけに腐心していて、それを換えようという気づきとかゆらぎはなかったわけだと思います。しかし、今回は、法律を変えるという相談の窓口が内閣府にでき、それで頑張っただけでこれを換えることができた。例えば、一消防署の職員の方が消防庁長官に「この法律を変えてください」と説得し、長官が納得して法律が変わった。このことが、実はすごく大きなことだと思います。したがって、これからは減点主義で、行政の無謬性というばかげたことから、地方自治体も失敗をする自由というものが与えられて、初めて「負けて覚える相撲かな」ということで自立して、自己決定して、自己責任をとるといふ、この習慣がついたことはとてもよかったと思います。

その次によかったことの北京の蝶々は、実は県は県で、そして企業は企業でという、お互いが情報非公開のもとでばらばらだったんですね。だから本当に産業界のことというときには、情報非公開ですと、ちょっと仲よくすると癒着ですからね。ちょっと何か食べたら贈収賄というおそれがあるという、この文化でお互いがどんどんと離れていったんですね。だから、情報公開というのは、実は言われるから仕方なしに出すのではなしに、物すごい武器になることを教えてくれたんです。多分情報公開というのはマイナーな言葉だと思います。言われたから仕方なしに出そうというのが公開だとするならば、政策の意思決定過程、あるいは予算の編成過程からどんどん出していくのは、情報提供という言葉の方が相応しいかもしれません。情報提供を行政からだけではなく、民間の皆さんからしてもらえば双方向になりますから、これは、もっと進化した言葉として、多分情報共有ということになるでしょう。完全に情報共有になれば、民からすばらしい北京の蝶々が「感動的な政策が出たね、官からも出たね」。そこで共有が共鳴に変わって、和音に変わって、職員の数も半分、予算も半分、仕事の量は100倍というのはあつという間にできると思いますよ。そして余った職員とか余った予算は新しい価値にどんどんつぎ込んでいけばいいのにもかかわらず、現状は非効率な補助金の欲しい団体へとどんどんと捨てていくということの、繰り返しではないでしょうか。だから、情報公開は官と民と力

を合わせたら、1足す1が10に、100になったということがだんだんと証明されていく。これが実は情報公開のすごさだと私は思います。

地元の四日市のコンビナートでしたけれども、四日市大学の先生方が、立ち上がろうということで、特区をきっかけにして、これは北京の蝶々で、我々は燃料電池を北九州に負けずにやろうと言う。エコタウンもやろうということが出てきた。それなら末吉さんのところへ見習いに行こう、こんなふうにどんどんとアイデアが生まれてくるということになりました。四日市の市役所が立ち上がり、商工会議所も立ち上がりました。そしてコンビナートの企業の皆さんも立ち上がってきて共鳴が起こって、これが1足す1足す1足す1足す1がどんどんふえて、それが全部総和で100、200に変わるということがとてもすてきなことだと思うところでございます。

そうなってくると、次から次へと変化を起こしますと、もうとめようがなくなるということでございます。そうしたときに、どんどんと民の力が出てきます。民の方がずっとすごいなという部分がある一方、やはり官もすごいなということに皆が気づき始めた。民は官をばかにしていましたね。非効率の権化だと思っていた。官は民を無責任と思っていたのが交錯して、お互いが信頼し合うということになった。

三重県は幸いといいますが、産業廃棄物税という地方分権一括法案で法定外目的税ができるという北京の蝶々が飛んだ結果、職員の皆さんが廃棄物税をやろうということで物すごく議論をして、コンビナートの皆さんと議論をました。こんな不景気なときに何で増税だというお話から、1年半バトルが繰り返されて、そして最後にとうとう、この不景気に増税は認められないけれども、これほど県の役人さんと胸襟を開いて話し合ったことはなかった、初めてだった。そして、最後には産廃税は通り、お互い戦友になりました。戦う友達、戦友になって、その途中から、一緒に新しい価値を生み出そうよということになって、コンビナートのさまざまな問題に取り組んで、そして1年ほどたったときに、この特区構想がぼんと出たわけです。だから、それに乗ったんですから、三重県の成熟度はその点で非常に高く、プロジェクトチームという産官学民のコンソーシアムが組まれていたところに、かつて審査された八代さんなんかにも「北川さん、これは成熟度が高いね」ということを言っていたいて、これが三重県の特区構想の担当者たちが励みになって、ますます頑張ってきたという、いわゆる内発的な改革

運動が起きて、自己決定、自己責任ということになるのかと思います。だから予算も要りません。あるいは裁量も要りません。自由に規制を取っ払っていただき、縦割りヒエラルキーがなくなったら、これほどの変化を起こせるということで、ぜひこの中から生まれてきたものひとつ一つがうまく成功して、サクセスストーリーになって、そして動き始めたら、これは日本の閉塞感を取る最も大きなツールといたしますか、あるいはきっかけになるのではないかと考えているところでございます。

ぜひこれは、中央官僚の皆さん、そして地域の自治体の役人の皆さん、そして民間の皆さんがそれぞれ庇護、依存という関係から脱却していただいて、みんなで力を合わせればというきっかけになれば、中央官僚のすごさ、あるいは地方自治体のすごさ、あるいは民間の皆さんのすごさが相乗効果、3乗効果、5乗効果になってということになる。そういう問題意識が共有し合えれば本当にいいなと思ってお邪魔をいたしました。

以上です。(拍手)

【香西】 北川さん、どうもありがとうございました。

お2人から基調講演という形で、1人20分程度でお話をいただいたわけですが、これからはパネルディスカッションということで、ここにいらっしゃる5人の方々からいろいろな点について意見を交換していただきたいと思います。

2つの基調講演を聞きましたので、これも踏まえながら、「構造改革特区と経済活性化」という全体のテーマについて、基調講演をなさらなかったパネリストの方から総論的といいますか、全体を見渡すようなご意見を伺いたいと思います。今の基調講演に対するコメント、質問でも、あるいは違った観点でも、少し見方が違っている点でも何でも結構ですが、それも含めて、これからのディスカッションのための問題提起という形でお願いしたいと思っております。

一応順序として、奥谷さん、末吉さん、福井さん、3人からそれぞれ、20分はもう既に長いと思いますので、5分プラスアルファぐらいでいかがでしょうか。ご発言願います。

【奥谷】 どうも、奥谷でございます。

今、お2人のお話を聞いていて、そもそも特区というものができた経緯といいますのは、規制改革が目に見えてははっきりと進まないということで、それで特別なものを設けて進めようという意味合いが強かった。ある意味の非常手段といいますか、経済再生の糸口をつかめない

我々日本人のふがいなさといえますか、それをまず一番にやはり感じておりました。ですから、経済再生のために補えるものを北川さんが縷々おっしゃいましたけれども、今、それが骨抜きになりつつあるのではないかと、そういう感じがちょっとしております。

ですから、例えば病院の株式会社参入云々にしても、結局自由診療しかだめだとか何がだめだとかという感じで、相変わらず北川さんがおっしゃったようにヒエラルキーだとか縦割り行政とか、そういったものですべてがうまくなくなっていけば、本当はもう特区において、いろいろなことができて当たり前ですけれども、私は規制改革会議のメンバーでやっていますが、相変わらず官僚主導といえますか、官僚の方のやはり力強い抵抗といえますか、そういったものでなかなか進まない。当たりのことが当たり前になぜ進まないのかなという、そこがやはり今の一番大きな問題ではないのかと思います。

ですから、特区というものを逃げ場に使ってしまっただけではないのかという気もしますし、それと、自治体が申請された案件の中にも現行法でやれるものがたくさんあったと思いますが、なぜ自治体がそれをやらなかったのかというのも、自治体が安穩と過ごしてきたといえますか、すべて地方官僚がお上の言うとおりに聞けば補助金なり何なりがいただけという、そういう楽な自治体の運営をやってきたツケがまわってきたのではないのかなという気がします。

それと、特区の考え方で、すぐさま全国解禁をするといろいろな問題が起きてくる。今ですらいろいろ小さなところまで、あれをやっちゃいけない、これをやっちゃいけないということになっているわけで、大きな問題が起きそうな案件に関して、場所を限って実験してみようということですから、その危険度をはかる人はお上であっては全く意味がないわけです。先ほど評価委員のお話が出ていましたけれども、八代さんとか北川さんとか力強い方々が入っていただくということで安心していますが、これはまた官僚主導で、官僚のペーパーの上に乗っかってという形になってしまえば、元の黙阿弥になってしまうわけです。ですから、民がやれるものはすべて民でやるというところの力強さと、それを徹底的に仕切れる力みたいなものをやはり持たないと、この特区が、せっかくこういったものをつくっても、また官僚の力強い抵抗で不成功に終わってしまうのではないのかという危惧を持っています。ですから、もう一度、何のために特区においてそれをやっていくのかということを確認して、それをどう推進していく

のかという部分で、やる側の自主性みたいなものをもう一度しっかり持たないと、うやむやになっていくような危惧を持っています。

以上です。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、末吉さんからお願いします。

【末吉】 北九州市長の末吉です。今、特区制度についてのコメントを1つ申し上げたいと思います。

実は、この特区制度ができる前に、北九州市としてどういう状況にあったかと言いますと、ご存じのように4大工業地帯として戦中戦後を支えてきた町ですが、かつて大きな製鉄所では、4万人あった従業員が、今は4,000人を割っております。物をつくる町として、北九州はどうしても生きていきたい。今、お手元に資料として北九州の臨海部の一部の埋立地の図面ですが、港とセットでこの地域は2,000ヘクタールぐらいあります。今、企業の皆さんは、全部外国へ企業立地をいたします。そこで、この土地が上手に使えるかどうかということが、北九州市の死命を制するわけです。雇用拡大をしなくてはなりません。そこで、いろいろな経験を積んでいくわけであります。

例えば、外国からここに立地してもいいという企業が来るわけですが、そのときに、なぜここに立地したのか。なぜ北九州に立地したのか。それは、例えば、ICをつくるときに濃硫酸を使って廃液が出るわけでありますが、そういう処理をする企業がここに立地をしている。したがって、ここで企業を運営する限りには投資コストが安い。そういうことで候補に上がるんです。土地利用は埋め立て目的以外には使ってはいけないということですから、その手続はどれぐらいかかりますかと言いますと、事前協議があり、議会の議決を諮ったりしますと、早くても半年、普通で1年と言った途端に対象から外れるわけです。少なくとも3カ月で結論を出してくれないと困るわけです。

あるいは、ここは労働者の質が高く、アジアに近いまとまった土地が安く買えるといった事例では、埋め立て目的とは違う手続のところ随分不成立になった。それから、何といたしましても、工業地帯のあったところですから、近所には企業が密集しているわけで、産業のインフラはそろっているわけですね。電気、水、あるいは労働者を含めて、最近では情報ネットワーク

もあるわけです。そういうことで、とにかく中国へ、中国へという企業をこの地でとめたい。こういうことで、私ども北九州にとりましては、この2～3年、勉強をやっているわけであり。とにかく人件費では勝てないけれども、トータルコストで勝負するためには、そういう既成のものを積み上げていけばということに勉強を重ねました。

これまでだめだといっていたことについて、その原因を見てみますと、結局、省庁間の都市計画区域と港湾区域の土地利用の問題で暗礁に乗り上げていて協議が進まないとか、単なる通達でできないといったものが多く、法律まで変えなければいけないというのはほとんどありませんでした。北九州にとりましては、特区構想、制度がこのようにできましたが、これができる前までは、地域にとりましては、ここの部分を直してほしいというのを積み上げたときの私どもの頭の中は、産業再生特区でした。考え方として、企業をここでとめて、しかも港もあり、そういう仕組みをつくれれば、人件費では勝てないかもしれないけれども、企業に聞きますと外国の倍ぐらいなら日本にとどまるとか、あるいは輸送コストの分までは考えると、その分ぐらいが限度ですといった答えが返ってきます。いろいろなコストを下げるために規制緩和ということの検討ができました。ちょうどそのころ国の方で特区構想が起こってまいりました。したがって、私どもでは産業再生特区ですが、人によりましては環境特区と言われたり、結局最後は国際物流特区ということになりますが、この地域を、日本からアジアに出る企業をつなぎとめたいということに始まりました。

そのときにいろいろなことがありましたが、結論から言いますと、3分野7項目だけの規制緩和になりました。労働者の問題はなかなかオーケーにはなりませんでした。一つ一つ積み上げた結果、規制緩和だけでどこまでやれるかという大きな実験をしているわけであり。そこで私どもでは目標を掲げまして、10年間で40数企業で4,000億ぐらいというふうに目標を決めました。そのように具体的なことで取り組んでいます。

そこで評価すべきといいますか、私どもは法律ができるときに一番言いましたのは、実は3つありまして、1つは、規制官庁に直接持っていったのでは、もうイエスと言うところは全くありません。したがって、駆け込み寺をつくってくださいということ。これは内閣府にできました。かつて中央省庁で、地域の計画を全部応援してくれる仕組みはどこもありませんでした。これは北川教授も言われたとおりであります。それから、2つ目は、早く返事をくださいとい

うこと。だめならだめでいいですが、ずっと「検討します、善処します」と言って、半年も延ばされたのでは、企業進出の話ができませんので、とにかく早く返事をくださいということです。いろいろな照会をすれば2週間以内ということにもなりました。それから、先ほど鴻池大臣からもありましたが、今となってはもう解決済みですが、特区に当選しそうだということでも言いますが、相手の企業との交渉では本当に来るかどうかわからんと言われましたから、仮免許か予備免許をくださいと言いました。そういう仕組みが全部でき上がって特区ということになりました。そういうことで、この仕組みを最大限生かそうと思っています。

特区には補助金がなかった、あるいは税制の優遇がなかった。これは隣の国の韓国の特区構想に比べると極めて小ぶりであります。地域振興するためには、やはり重点的な配分というのは、計画さえよければ、そういう仕組みがあつてしかるべきだと私は思いますが、いずれにしろ、総論ばかり言って前に進まないよりも、一つの実験をしながらやるのはいいことだと思います。同時にもう一つの視点は、北川教授が言われましたように、地方自治体と国との関係であります。私と北川さんの結論は、江戸の仇は長崎で討てという点は一致していますが、どうも北川教授の方は、山を登るときにヘリコプターで上からドンとおりのような希有壮大な考えです。私ども、ここが市長と県知事の違いかなと思ったりするんですが、私の方はステップ・バイ・ステップのところでもいいのではないかと思いますし、今地方公共団体で一番重要な点は、政策立案能力が問われていることです。今までは国の言うとおりにやっておけばよかったわけです。モデル条例はつくってくれるし、モデルの使い方はありますし、地方が自分でやったやつを認めかわり、自分の責任で持ってきたという法律ですから。

今まで地方公共団体が自分で考えると言われたのが、竹下内閣のときに3,000幾らかの自治体に1億円配ったふるさと創生です。当時の自治省から「自分で考える」と言われて、「本当ですか」と言って、金塊を買ったとか、さまざまな使われ方をし、それに対するいろいろな評価をする方がありましたけれども、あれは自分で考えた全国ベースでの最初の実験だったと思います。あれが小学校とすると、今回は中学校ぐらいかなと思います。自分で考えてこいというわけですから、ここで人材育成が必要になります。先ほど言いました、たった3分野7項目ですら、問題意識を持って取り組んだ北九州にとっても、民間企業の人にとこをどうしますかという点をヒアリングするには相当時間を要しましたし、勉強もさせられました。したがって、こ

この部分は地方自治にとりましては画期的なスタートになると思います。

あとは、北川教授とこれから少し議論をしなければならない点もあろうかと思いますが、北京の蝶も日本の蝶も、最初どうするかというところで、ヘリコプター型と一歩一歩型とはちょっと違うのかなと思っております。いろいろな議論があろうかと思いますが、またご質問があったらお答えします。

【香西】 どうもありがとうございました。

それでは、福井さんからお願いします。

【福井】 福井でございます。大きく2つ申し上げます。

1つは、この特区ができたときの法的な頭の整理ということで、ここは非常に重要な点なので、出発点としてぜひ押さえておきたいと思います。

まず、この特区というのは、八代先生もおっしゃったように、もともとこんなのがなくて規制改革ができれば、それにこしたことはないわけです。ところが、要らないに決まっている規制でも、いろいろ理屈の体系はそれなりにあるわけでありまして、いろいろな屁理屈にせよ、規制が必要なのは安全のためだとか健康のためだとか、さまざまな論拠は規制担当官庁から挙げられるわけですね。やめてしまえばいいじゃないかと言うと、やめると弊害が起きたら大変なことになる。人間を実験にさらすわけにはいかないから、そういう社会実験などというのはけしからんというわけです。やるときには全国一律でやらなければならないと言うんですね。だったら部分的に社会実験をして人体実験をするのはいかにけれども、全国民を人体実験に供するのは構わないという、こういう論理にほかならないわけですし、ここ自体にもやはり論理の矛盾があるというのが、我々、規制改革会議で当初からこの特区構想を議論し出したときの大きな着目点でありました。

この特区で社会実験をやると、一国二制度だというような議論、あるいは全国でやらねばならぬというような議論があったわけですが、これは一つには、例えばアメリカのように州ごとに法律が違うから、自治体の条例で国法を抜いてしまって独自のことをやってみるということではどうかというふうな議論もありました。しかし、ここはやはり国の体制が違う。アメリカは連邦制、ドイツは連邦制ですが、日本はそうではないということで、国法は1つだということの憲法上の制約はなかなか抜け出すことはできなかったわけです。しかし、統治機

構の面ではなくて、例えば経済的自由とか精神的自由とか、憲法の大きな枠組みでは、現在のドイツ憲法もアメリカ憲法も日本の憲法も全く同じ仕組みであります。そうしますと、さまざまな権利や義務に関する根幹的な要素について、統治機構のあり方はともかくとして、もし条例で定める多様な定めが許されないのであれば、国の秩序自体が地域ごとに何か理由があるときに異なっているということはあるのではないかとというのが、この特区の理論化の端緒であったわけです。

現実にアメリカにしても、憲法秩序でいうと1つの国であります、州ごとの規律は驚くほど異なっています。自動車運転免許も、州を越えて引っ越すと、もう一回学科試験と実技試験を受け直さないといけないとか、裁判制度も全く違います。ある州では死刑があるけれども隣ではないとか、ある州では麻薬が全く自由だけれども、ある州では厳罰に処するというのもありまして、これは全部1つの憲法のもとで、1つの国家のもとで州ごとに全く違う判断ができるということでありまして。そうしますと、ここまで極端ではないにしても、日本でもちょっとしたコンビナートの規制ですとか医薬品の販売の規制ですとか、自治体ごとに試してみようということ、それほど目くじらを立てて絶対許さないといういわれはないということが特区の発想です。そういう意味で、国法自体が地域の実情、ニーズに応じてさまざまな枠組みをつくっていき、その際には地方公共団体と民間の発意を重視しよう、ということが出発点だったわけですが、考えてみれば、もう既に他の先進諸国では広く行われていることでありまして、当たり前のことに事ほどさように屁理屈がついて抵抗があったということも、今となれば感慨深いことだったと思います。

そこで、このときにも大きな議論になりましたのは、では、万が一弊害が起きたらどうするんだという、こういう心配があるわけですし、これに対しては弊害防止の代替措置があればいいじゃないかということで、この特区法もできているわけです。これは今後の全国展開等を考える場合に重要なわけですが、あくまでも何で社会実験として特定の地域だけで国法でやったかといいますと、それは、ひょっとしたら国民の健康や安全などに何らかの弊害をもたらすかもしれないから部分的にやってみましょうというのがもともとの発想だったわけです。したがって、第1に、やってみて弊害が全くなければ、メリットなんか一切なくたって全国で解禁を直ちにすべきものだということがまず大前提であります。メリットがあるかどうかなど、

中央官庁に逐一判断していただく必要は一切ないというわけですね。弊害さえなければ、これは直ちに全国展開でいいというのが論理的な帰結であります。効果の大きさを官庁が判断するということは、そもそも判断事項ですらないと言っても構わないと思います。いわば使われな
ないのはユーザーの自由でありますから、可能性をわざわざ閉ざす方向で全国で統一する必要はないわけです。

第2に、では、仮に何らかの弊害とか副作用があったとします。あったとしても、それに対して効果的な抑制をする代替措置が想定できるのかどうかという検証が次のステップの判断になるはずで
す。このときに初めて、効果的な代替措置を講じた場合にも発生が予想される副作用とメリット、規制改革をそのまま維持したときのメリットとをてんびんにかけて、メリットの方が社会的に大きいということであれば、これは当然に同じ枠組みを前提にして全国展開ということになるはずでして、このときに初めてメリットなり正の効果というものが出てくると考えるべきです。しかし、現在の特区で出てきているものは、もともと全国展開が当然とい
っても構わないような、まだ依然として細かいものにとどまっておりますので、恐らく何の弊害もないはずであり、当然のごとく全国展開に移行すべきものが100%だと考えております。

それから、大きな2つ目で、この特区の成否の展望ということなんですけれども、今の論点にもかかわりますが、規制改革の事項自体をどこまで大仕掛けにできるのかということに、この特区制度の成否ないし定着がかかっていると思われ
ます。後ほど議論があると思いますが、医療や教育、農業の株式会社参入ですとか、医薬品の通常の小売店での販売、混合診療、教育バウチャーとか、さまざまな、まだまだ全く手がかりすらついていない規制改革事項の大物が
あります。これらについて、特区ですらやる気がないという規制官庁が抵抗を全うできてしまうようでしたら、そもそも規制改革の将来はないと言っても過言ではない。特区はお祭りやイベントではなくて、実際に民間が市場でさまざまな活動を行う場合に、その果実を着実に収穫できるようにするための実験室だと考えるべきです。そうであれば実験の対象は広い方がいいし、サンプルは多い方がいい。その方が仮説の検証も容易になるということです。しかし、規制で窒息している領域というのは、現に動いている領域と違って非常に見えにくいわけであり
まして、こういった見えにくいものを、この規制のせいではないだろうか、といろいろ手探りをしながら探り当てていくというような営みは、地方にとっても民間にとっても、あるいは第

三者の評価に携わる者にとっても、大変知的感受性が必要な分野であります。情緒的な議論に流されずに、実証的に検証していく。当然のことながら、この議論は経済学の基礎的知見を用いないで判断することは全くできない領域でありまして、地道な検証が望まれるということを目指しておきたいと思っております。

【香西】 どうもありがとうございました。

一応お三方からそれぞれご意見が出たんですけれども、それをお聞きになって、北川さん、八代さんの方で、何か一言二言ございましたらどうぞ。

【北川】 この方にだけは言われたくないということで、末吉さんに反論しておかないといけないと思うんですが、多分私と順序が逆になったら、私が末吉さんのことを、そっくり末吉さんにヘリコプターだと言ってやりたいなと思っていました。それはなぜかという、この方は仮免許とか優しいことをおっしゃっていますが、仮免許もないうちに走り出した人でございます。実は私は当時知事をしていましたから、カナリヤ知事というので、トンネルを掘るときにカナリヤを持って、毒ガスが出てきてカナリヤが死んだらパッと逃げていく。しかし、カナリヤを持ってずっと渡れば成功だから、皆ついていこうという、その一番の日本の地方自治体のカナリヤが末吉さんだった。この方が全部我々を指導したというか、そういう先例をつくっておいて、そして人の後でこういうことを言うんですから、末吉さんにだけは言われたくないというのが一つです。

そこで僕が言うのは、大物が残っていらっしゃると先生も言われたんですが、実は北京の蝶々というのは、一羽一羽見ると小さいですよ。だけれども、3,300の小さな蝶々でも、やはり今までの秩序ができ上がってきたというのは、それなりに未成熟な国家だからとか、物不足の国家だからとか、あるいは中央集権という体制の中でということだと思っておりますが、北京の蝶々が一羽一羽寄ってパッと羽ばたいたら、あっという間にハリケーンが起きる可能性があるということです。見方によっては、私の方がアリの一歩。この方はジェット機がドーンと行くぐらいで、ヘリコプターではないというようなことでずっとやってきました。私は北京の蝶々で、蝶々が舞って、やがてモスラになることですね。大きな改革が本当に変わることを期待していて、そのときには私は多分タックスペイヤーの立場に立つか、タックスイーターの立場に立つかという、供給側に立つか、需要側の立場に立つかという、まさに成熟した社会の大パラ

タイムシフトが問われているのではないかなということを上申しましたので、誤解のないようにしていただきたいと、そのように思います。

【八代】 先ほど奥谷さんの言われた点に関して、特区の今後の運営について、官僚の抵抗をできるだけ排除する必要があるといわれまして、それはそのとおりです。ただ、官僚は決して一枚板ではない。いかにして官僚の知識、あるいは熱意をいい方向に向けていくかというシステムづくりが大事ではないかと思います。例えば特区室も官僚の集まりであります。特区室が今や特区制度というものを使って構造改革の最前線にいるわけです。これはほかの官庁と仕組みが違うわけで、基本的に中立的な組織である。内閣府というのは本来そうあるべきであり、しかもトップに極めてやる気のある大臣がおられる。この組み合わせがあれば、ある意味で改革を進めることできるということの一つの見本ではないかと思われま。

【香西】 ありがとうございます。

末吉さん、何かございますか。

【末吉】 私も官僚をやっておりましたけれども、そうですね、意思決定に参加できたのは、終わりごろのせいぜい数年ですよ。市長も16年やっておりますが、それでもお役所出身というレッテルを張ることは、一般的にやめていただいたほうがいいと思います。仕事の部分の手がたさというのは身につけているとは思いますが、官僚とか何とか出身でレッテルを張るといのはいかがかなと思います。

それから、北川教授との間では、いろいろな点がこれから 私も並んでこういう席で出たのは2度目ぐらいですね。カナリヤと言われてうれしかったり情けなかったり、オウムの上に上九一色村に鳥かごを持っていきましたが、あれにはカナリヤが入っていたんですね。したがって、あの役目だそうでありますので、教授に言われれば甘んじて受けなければいけないかと思っております。

【香西】 どうもありがとうございました。

私は、この問題は全くの素人で、とんちんかんなことを申すかもしれませんが、今までのお話を聞いたことで、こういう問題はどうなっているんだろうかということを一つだけ聞かせていただいて、どなたからでもご意見を言っていただければありがたいと思います。

特区というのは全国展開、つまり日本経済の活性化のために役立つ、その手段であるという

考え方がかなり広く伝えられたように思うわけですが、一方、末吉市長がちょっとサジェストされたことは、これは地域の問題だという視点です。つまり地域の活性化を本来ねらっているものであるという観点もある。この地域が何とかして生きていくためにやらざるを得ないというところからスタートしているわけです。この2つは大きな流れとしては一致するわけであって、地域が頭を使って何か新しいアイデアを出すということ、つまり地方分権がさらに進むということが、実は日本を変えることである。その点では確かに一致している面があると思うんです。しかし一方、全国的な立場から、敵は本能寺で考えていいのか、地域それ自体をやはり考えていくかということに多少のずれがあるのではないかなという印象をちょっと持ったんですが、そういった点はどういうふうに考えればいいのでしょうか。

同じことを逆の言い方をすると、今度の法律を急にわか勉強で読んできたんですけども、これは地域の特性に応じた規制緩和ですので、地域の活性化を図るのが法律の第1条に書かれている。地域の立場から言えばそうなんだろうなと思うと同時に、中央官庁の論理で言えば、ここで認めたのは地域の特性に応じて認めたのであって、そう簡単には全国展開してもらっちゃ困るんだということがこの法律には書いてあるとも読めます。国といたしますか、日本全体の話と地域の話、総合的には同じ流れ、つまり日本を変えるためには地域分権が必要だといったことで、アウフヘーベンというか止揚されていくと思うんですが、その間のコンフリクトとか問題というのはないものなんでしょうか。そういう点はいかがでしょうか。奥谷さんに手を挙げていただきましたので、お願いします。

【奥谷】 一つは、やはり経済が細り中央がだめになってしまったから、結局地方に勝手にどんどんやってくれみたいな、やはりそういう根底があったのではないかなという気がするんですね。これは今までどおり中央がかなりの力があって地方をコントロールできていれば、こういったことというのは余り出てこなかったと思いますが、中央がそこまで力がなくなってしまったというか、細ってしまったというか、そういう意味合いもあって、地方分権を含めて地方に何とか頑張ってくれということだと思います。ある程度地域の独自性ある施策を進めることができるというのは大変いいことですが、基本的にはやはり地方にも内発的な必然性といいますか、内発的な動機がなければ、失敗に終わってしまうわけで、何でもいいから無理やりに特区で何か一つのアイデアを出せということでは余り意味がないわけです。

私は神戸出身で、神戸は以前から先端医療の云々ということを書いていて、今度特区ができたので、それに食いついたということがありますけれども、港湾整備の24時間の稼働というようなことも、やはり地方がこれから生き延びていくといいですか、生き残っていくためにはどうしても内発的必然性というものを持っていて、それをどううまく生かしていくのかという地方の力みたいなものがきちんとあって、それにこういった特区の効果みたいなものが相乗効果になると思いますが、これら多種多様な試みが全国展開に移ったとき、それからどうなるかというのが、やはり一つの大きな問題になってくると思います。

【香西】 どうもありがとうございました。

八代さん、お願いします。

【八代】 今の香西所長が言われた点は、昔から問題になっていたことであります。規制改革会議で議論していたときに、ある省庁から、特区といっても、仮に全国の自治体が手を挙げ、それを全て認めたら全国ベースで規制緩和するのとどこが違うのかと言われたことがあります。これは結局、特区を限定的に認めるのか、それとも条件さえ満たせばどこにでも認めるのかという違いですが、今の特区法の考え方は基本的に数は限定しない。そこが先ほど言った財政的措置とのかかわりであって、財政支援をすれば、当然、特区は限定的にしかできないから、それは国のモデル事業と同じようなものになってしまうわけです。しかし、この構造改革特区というのは、手を挙げ、責任をとる自治体には基本的にどこでも認めるという仕組みです。その意味では、特区と言いながら、実は自治体の熱意さえあれば、そのまま全国展開できるような仕組みも秘めているのではないかと思います。

つまりこの特区には排他性はないわけです。例えば北九州市が一生懸命考えたものを、ほかの市が全部それをコピーしても、特許権はありませんから、それは構わない。それは全国展開を目的としているからであります。確かに、法律には地域の特性を生かしてと書いてありますが、その地域特性の具体的な内容は必ずしも厳格なものではありません。

【香西】 福井さんからお願いいたします。

【福井】 私も基本的には同じ理解でありまして、地域の特性ということ、先ほど私が申し上げたこととの関連で言えば、その地域のその事情があるから副作用が小さいはずだという理屈を立てやすくなるわけですね。そういう意味では、これは方便だと考えればいいんだと思います。

さらに、もうちょっと積極的な意味を持たせるとすると、地域ごとに自治体や民間の集積にしても、いろいろ能力も熱意も差異があるわけですから、地域ごとに、その地域で判断するという枠組みを残しておく。意欲的なところでも全国で動かそうとすると、やはりこれにはエネルギーが要るわけですね。地域ごとであれば小回りがきく。ある民間とある自治体が組めば小回りがきいて、意欲的な改革を提案しやすい環境にあるんじゃないかと考えると、そういう意欲的なところにできるだけ広く網にかかっていたくための有益な仕組みとして、こういう単位を想定したわけですから、その単位でとりあえず地域の振興が図られるというのは大変望ましいことですし、そこで成功すれば同じような事情にある全国のどこだってオーケーになるということも、論理的帰結として当然ですから、非常に意味のある設定だったと思います。

ただ一つだけ、私はまだ課題だと思っていますのは、三重県や北九州市は別ですけども、一般的には自治体といえども、対民間で、民間活動を窒息させるような要綱行政や行政指導を多用する自治体だって山のようにあるわけです。こういう問題も考えると、自治体が申請主体であり続けるということについては、まだまだ改善の課題はある。本来は、これは民間がある市場領域を想定して、狭い地理的な範囲でなくても、その規制に係る市場領域の社会実験をするというような提案ができてしかるべきだろうと思っておりますが、現在は社会実態としてまだそこまでは行っていないから、こういう単位になったのだと理解しています。

【香西】 どうもありがとうございました。

北川さん、お願いします。

【北川】 確かに見方によっては骨抜きになっている可能性もあるのではないかという言い方もあるとは思いますが、物の考え方として、四日市のコンビナートは今後5カ年間で700億円ぐらいの投資をするということで、民間の皆さんとのお話の中で生まれてきていることも事実です。したがって、そういった積み重ねが、やがて蝶々を大きなモスラに変えるのではないのでしょうか。

そこで私は、そういった個々の積み上げによって変わっていくのは連続した努力ですね。だから、私もそのことは百も承知の上で言いましたけれども、本当は、これが行き着く先は非連続の革命が起きることを願っております。それは、物の考え方が将来において、できるだけ近い将来、早ければ早いほどいいと思いますが、連続してみんな努力しようとするわけですね。

けれども、それで揺らいで、少しずつ築いて、ずっと積み上げてきたときに、本当に役所が供給側の論理でこのままいったら、実は結果は何も変わらないと思います。だから、デマンドサイドにどう立てるかどうかということが、まさに決定的なターニングポイントですね。民間の方でなぜカスタマー・サティスファクションが出てきたかといえば、成熟した社会で物も充足しており、ユーザーが強くなったから経済理論が転換したわけですね。今まではサプライサイドでやっていたらよかったのが顧客満足ということになったわけですが、政治行政の世界も、本当に早く変わらないと日本沈没ではないかと思って、そちらにウエートを置いて私は申し上げたから、そういうことになったのではないかと思います。

今、どうでしょうか。地場産業と言われるものが仮に10あったとしたら、7つか8つは滅びたか滅びつつあるのではないのでしょうか。今、この補助金行政をずっと続けたら、残る2割、3割もやがて官頼りの仕事の地場産業しか残ってこないということは目に見えているのではないのでしょうか。したがって、よそと違った自己決定をするという独特な政策を地域みずからが作り上げない限りは、それはほとんど決定的に無理でしょう。そういったパラダイムシフトが起こらないといけないし、これが一つのきっかけになるというのが私の一つの見方です。

もう一つは、かつて四日市コンビナートは栄えたわけではありますが、残念ながら没落をしたからこそ立ち上がるわけですが、ここで旧来の40年も前にできたさまざまなコンビナート法等を、いろいろなことを大改革すれば、世界に伍してまだ製造業は残れると思います。人件費は考えてみれば15%ぐらいしか製造原価の中では占めていないと、末吉さんがおっしゃったように、本当にさまざまな点で社会的な安定感、あるいはノウハウの蓄積、あるいは人材のすごさ、いろいろなことをあわせれば、頑張っただけで地域で情報発信したら国も必ず変わるということを、こういった特区で訓練すれば本当に火がついてくると思います。

私は、シャープ株式会社に知事の時代に一社に90億円出して、よその自治体とか三重県会にも随分しかられましたが、しかし、それを出すことによって中国へ行かずに、あるいは他県へ行かず北九州市へ行かずに三重県に来た。そうしたら、そのときに市が、我々も補助金を45億円出そうということになったんですね。そのよしあしは別にして、そうしたら、地域がそこまで立ち上がったのならということで、経済産業省の皆さん方が153億円の科学研究費をつけましたよ。これまでと反対になったでしょう。今までは国がそういうことを考えて、補助

金を我々は探していたのが、我々が先にやったら国が追認してきたでしょうという、こういうことが本当に起こってきたら、これはL I N A Xではありませんけれども、3,300の自治体が動き始めたら、すごく大きなものになるということ、今回こういうので訓練をしていけば本当にいいのではないかと。私はそんな感じがして、そういう表現を冒頭したと、こういうことです。

【香西】 どうもありがとうございました。

ほかに、こういう問題を議論したいということがあったらご提案いただいてもいいんですが、もしなければ、私の方からまた次に……。

これからどういうふうな規制を撤廃、あるいは拡大していくか。つまり、特区の将来像といえますか、次のステップがあると思います。先ほど大臣からお話がありましたように、これは地方からどんな提案が出てくるかということにも関係がございますし、一方、八代さんからのご報告だと、何か非常にかたい岩盤があるのが農業、あるいは医療、そういった幾つかのところでは非常に抵抗が強い。こういうお話もあったわけです。どういう規制をこれから打破していくことが特区の大きな役割になっていくのか、そういったような点について、展望なりご意見なりを伺うことができればありがたいと思います。あるいはこういう提案があっただけか。いかがでしょうか。

【八代】 やはりそれは経済的規制よりは社会的規制です。というのは、まず経済的規制はすでのかなり自由化されているが、社会的規制はまだまだ進んでいないということは、それだけ規制緩和の可能性があるとということです。それから、特に今もおっしゃいましたが、教育、医療、農業、それから福祉というのは、いわば専門家に任せておけば良く、素人は黙っているという分野でありますので、それだけ消費者本位の制度へ改革する余地は大きいと思います。

それから、今後はやはり外資の役割が重要です。日本の企業と連携をとるのももちろん大事ですけれども、より違う考え方をする外国の企業が、特に医療とか教育とか農業の分野に入ってきていいのではないかと。そういう外国の企業に魅力があるような仕組みというのを自治体が考えていただければ、これは雇用拡大、あるいは日本経済の活性化に一石二鳥になるのではないかと。思います。

それから、よく受ける批判として、なぜ株式会社のことばかり言うのかということ。こ

これは2つの意味があって、一つは、社会的規制の分野に株式会社を入れるということは、かつて外資を日本の国内市場に入れるということと似た意味があります。違う行動の事業者を入れなければ、消費者が選択できるような本当の意味での競争は成り立たないということです。それから、もう一つは、選ぶのは消費者であって、仮に消費者が株式会社が望ましくないと考えれば、その製品やサービスを買わなければいいわけですが、現在は買うか買わないかの選択の自由すらないわけですね。ですから、その2つの意味で、そういう改革をすべき分野というのがまさに医療、教育、農業であるわけです。それらの3分野はまた新しい需要と雇用を生み出す分野でもあります。

【香西】 ほかにご意見はございますか。

末吉市長から、ご提案されて採用されなかったけれども、またリターンマッチとかいうのもありましたら、この機会に、こういった問題があったかも含めてお話しいただければと思います。

【末吉】 まず、規制緩和で一番壁が厚かったのは外国人労働者の問題です。例えば、ある民間の会社がトマトの工場をつくるということになりました。土地は今まで埋立地で自社目的以外使えないというのが、今回の措置によりまして自由にといいますか、港湾管理者、つまり北九州市長の裁量の中でできることになりました。したがって、この6月には、判断すべき根拠になる条例をつくりまして、それに対応いたします。例えばそこで外国の様式で工場を建てる場合、そこで建物を組み立てるのに、外国の様式になれた大工さんを連れてくる必要があります。今、建築の関係では、そういう外国の人はだめだという話です。しかし、ここで業をするわけではない。自社製品をここに来て建てるだけですよということですから、今回はペンディングにしておきましょうということになってしまいます。逆に言いますと、もうこういう仕組みができたわけですから、あらかじめというよりも、現実のmatterとして起こってきたときに、また内閣府に駆け込もうと思っています。

そのようにひとつ一つ、地方にありましては抽象論を言うというよりも、ここまでなんですよと、この程度ならいいでしょうと、こういう迫り方を実はしたい。先ほど、よその特区に比べて税金措置も減免措置もないわけですから、そうしますと、税金さえまけてくれたら日本に来ますよといったときに、さて、内閣府、どうしてくれますかということで迫りたいと思って

います。そういう迫り方をするのが地域、地方だと実は思っています。税金をまけるという宣言をして、そうさせてくれと言いましても、税金が減税になるのにはアイガーの北壁に登るより厳しいということがありました。そういうむだな努力は余り私どもも望むところではありませんが、具体例で迫るというのも一つの迫り方だと思っております。これはまたそのとき内閣府にはご迷惑をかけるかもしれませんが、断られる覚悟でそれぐらいは当たりたいと実は思っております。

【牛嶋】(モデレータ) どうもありがとうございます。

内閣府の特区の担当のところは、しっかりご要望を受けとめてくれるということを期待しております。

北川先生、何かございましょうか。

【北川】 さまざまな改革の中で、私どもは最後に物流のところ警察庁と少し問題になって、3.8メートルと4.1メートルということですが、鴻池大臣も頑張ってください、最終的には情報公開ですよと、警察庁の皆さん、お話ししますかということが決定的だったと思うんですね。すなわち、全部オープンにして議論してという、この習慣が身につくといかないと思いません。したがって、規制官庁が業界団体にいろいろな指示をするというようなことがまかり通る世の中は少しずつ改めていった方がいいと思います。

補助金の話も、実は並行して700億円ほどの投資誘発効果があったということは、実は四日市市も独自に固定資産税とか都市計画税を2分の1ほど優遇税制をすとか、あるいは私どもが新設にしか認めていなかったのを、県の方では増設についても認めるとか、そういう知恵が出てくるんですね。したがって、そういうことでどんどんやったときに費用対効果という、いわゆる経営の感覚が自治体にも生まれてきたということを大変喜んでいます。そして、今度はそれ全体を三重県なり中部全体にというときに、大学の先生なんかとご一緒に、それがどう波及効果をし、トータルコーディネートはどうすればいいか、地域経営はどうかというふうに、国にお伺いを立てるといよりは、自分たちが決定したことについて国とも相談をするというふうに、だんだんと上下主従から対等協力ということが生まれつつあることを、実は私は本当に喜んでいます。

そこで、この地域は、例えば燃料電池、あるいは液晶産業、こういったことをいわゆる集積

していこうというインセンティブが働いて、みんながそういう努力をし始めたわけですね。うちの強みはここなんだということが言え始める。そうすると、先ほどからずっと申し上げていきますように、それぞれ北九州市には北九州市の歴史とか風土とか、あるいは地域性があるわけですから、みんながそれぞれの特性に合った努力をしていくということこそが、私はこの国の閉塞感を取って、真の豊かさといえますか、そういったものができていくというふうに考えています。

【牛嶋】 どうもありがとうございます。

奥谷さん、最初に厳しいご意見をお持ちのような感じを受けましたけれども、どうでしょうか。

【奥谷】 別に厳しく言ったわけではなく、現実を言ったまでのことだと思っているのですが、例えば今、幼保一元化の問題というのは特区にもありますが、前々からそういったことを進めている自治体は、これはもうすぐにクリアすると思います。その次にどう改革していくのかというのが、また一つのテーマになっていくのでしょうし、特に今、規制改革会議でも医療、教育、農業というのは、すごい抵抗に遭っているわけで、先ほど八代さんから官僚にもいろいろあると、前向き官僚と後ろ向き官僚、抵抗勢力とそうでないのというお話がありましたが、確かに若い官僚の方で、前向きに日本を変えていこうと思っていらっしゃる方がかなりいらっしゃることも感じております。けれども、やはりその方たちの力はまだ弱いというか、変えていくだけのところのポジションをとっていないというのが、やはり悲しいかなという感じがします。

特に医療に関しては、今の医療サービスに競争がないということ。株式会社が参入すると、いつも言われている「医は仁術である」とか、金もうけ主義に走るのかというような、そういった言葉がすぐ出てきてしまう。ですけれども、私が例えば入院したときに思ったのは、特に外科なんかで入院しますと、足だけがちょっとけがしているだけで、それ以外は全部びんびんしているわけですね。頭もはっきりしているわけです。そうすると、仕事をしているわけですから、コンピューターなり何なりを持ち込んで、そこで仕事をやりたいという人もいます。ところがそういった設備が何も無い。ファクスもなければ、コンピューターを病室でたたくこともできない。ですから、結局仕事をしていない老人向けの病院しかないといえますか、仕事も何

もしない寝たきりの老人を扱うのだけが病院みたいなイメージがある。ですから、そういういろいろなサービスがきちんと装備されている。そういった情報をオープンにして、それがお客にとってどうなのか。そして医療技術もしっかりしているということが重要なのではないか。情報公開といいますか、そういったものが何もない中で、ただ医療は仁術であって、そして全部平等であると。日本に階層はないみたいな社会主義的な思想の中で、ですから自由診療しか認めないみたいな、今回の特区も考えられないようなことを許可しているわけです。本当は、混合医療もあって、なおかつそこで何ができるのかというような、それが特区での一つの実験になればいいのが、自由診療であれば余り意味がないことといたしますか、これも厚労省との特区の中でのやりとりで引き下がった部分だと思いますね。何でもいいから、まず特区でやらせてもらえば、要するに従来のお医者さんたちに余り迷惑をかけない部分って、例えば美容整形で高度な美容技術があって、うまいか下手かであって、高度であるか、高度でないかじゃないわけですね。そういうようなわけのわからないようなことを、株式会社が参入していいなんていうようなことを言っている。確かに株式会社が参入すると、株式会社形態がとれるということが一つのエポックメイキングといたしますか、それが一つの足がかりになるということで、美容整形でも何でも構わないということで、それが突破口になれば、それが全国に広がって、いろいろなほかの病院への株式会社参入という、一つの一里塚として考えればいいのかなと思っただんですけども、中身を見ても、かなり譲歩し過ぎてしまっている部分があるんですね。もっとやれるものが、何でこんなレベルのことしか特区ではできないのかなというのが、ちょっと悲しいですね。ですから、特区の鴻池さんは大変元気がありますけれども、もっとパワーを持って切り込んでほしい。

【牛嶋】 叱咤激励として受けとめるということにしたいと思いますが、八代さん、どうぞ。

【八代】 今、最後に奥谷さんが言われた点については、まだまだ別に負けたわけではないのです。これからいわば「高度な医療」の中身について、これは特区室もできるだけ拡大解釈するように運用面でこれから戦っていくわけです。

また、先ほど末吉市長がおっしゃった補助金、財政的措置の問題は、特区の本質にかかわる問題だと思います。それはもちろん中国・アイルランド型の規制緩和と、それから税制上の優遇措置、補助金というものを組み合わせた特区というのは非常にパワフルで、企業から見れば、

それによって大きな集積効果があるというのはそのとおりなのですが、他方で税制改革も規制改革と同じように、よい分野に集中的にやるということが残念ながらできない分野でありまして、やろうとすると地域の均衡ある発展という名目で衰退地域が選ばれてしまう。そういう政治的な制約だけでなく、特区というのは、最初に言いましたように排他性を持ってはいけないわけですが、特区に対して税制上の優遇措置をとると、いわば全国展開したときは、それは自動的に国の減税になってしまいます。

しかし、逆に、これはむしろ末吉市長にお伺いしたいのですが、先ほど北川さんがおっしゃったように、まず市とか県が独自の財源を使って減税をする。減税をするというのは、それだけ市民に対して説明義務がありますから、やはりよほどきちんとしたプランがなければできない。その意味では、国も県も市も赤字で大変ですが、同じ赤字で大変であれば、やはり最も税金を効率的に使えると思うところがまずやるというのが一つではないだろうか。それから、特区に限定した国の補助金や税制上の優遇措置をつけるということはできませんが、各省の補助金を取ることは構わないんですね。つまり産業特区について経済産業省から補助金を取る、あるいは農業特区について農水省から既にある補助金を取ってくるということは構わないわけで、そういうような形で、まず市や県が優遇措置をつけて、それに各省の補助金をマッチングしてもらおうという、先ほど北川さんがおっしゃった方式を追求できないのでしょうか。

【末吉】 まず、この議論が最初に出てきたとき、私が北九州にいてこの情報に接したときは、特区というのは、まず今の日本の現状においては、今、八代先生が言われるようにお金もない、税金もまけられない。規制緩和だけで景気刺激といいますが、需要を喚起する政策をとることが第一声でした。したがって、北九州市にとりましては、とにかく雇用拡大するためにはどうすればいいかということをかねて勉強しておりましたから、あの広い土地で企業が中国に出るのをとめるためにどうすればいいかということを考えました。とにかく景気刺激ということであります。特区といったときに、何といいましても当時の私どもの頭の中では、外国にそれぞれ仕組みがありまして、限定的、排他的に集中投資をするんです。中国でも韓国でもみんなそうです。数カ所法律で決めて、国の主導でやっていくわけです。そういうことを特区と思ったものですから、そんなに余計出てくるとは思いませんでした。こんなに何百出てくるとは思いませんでした。したがって、私どもの特区というものについての思いと、今までの

ご苦労の中ででき上がった部分は、特区というよりも、むしろ日本流の特区という変ですが、そういうふうに理解をしたいと思います。最初のイメージがどうしてもお金を使わないで景気浮揚、これがポイントであったと思いましたが、北九州にとりましても、その範囲の中で何ができるだろうかということを一生涯懸命やってきたということでもあります。

したがって、特区というものを、冒頭言いましたように外国にあるようにイメージすれば、税金も何もまけてくださいよという発想になったということだけです。そういうことで、決して弁解するわけではありませんが、したがって私は外国に比べて小振りだと言いました。しかし、そこでもう一つ、先ほど加えました一つの理由の中に、これが地方公共団体にとっての、いわゆる国と地方との関係を大きく変える視点を持っているという点は、これは付加的なことではありますが、今後は大変大きな問題になるだろうということで、先ほどから意見を申し上げました。

そこで、2点目のご質問で、それなら市でやれることはやるべきではないかという、いわゆる北川知事のところが都市経営の考えから見て、民間会社にこれだけ投資したという点であります。これは北九州市も当然やっております。今回、6月に特区についての構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例という特区条例をつくりまして、優遇措置を加えました。そこには優遇措置を入れております。財政上の優遇措置を入れて、したがって、審議をいただいて一定の基準を決め、投資額に応じて助成をするということにしております。したがって、市でやれる部分はやらせていただいております。

【牛嶋】 ありがとうございます。

北川さんにも答えてほしいと思いますが、今、福井さんの方から、先ほどから手が挙げられておりますので、まず福井さん、こういった点について.....。

【福井】 社会的規制ということで課題が大きいという議論があるんですけども、分類をすれば、社会的規制と呼ばれるものの中に比較的ハードコアがあることは確かにそうです。しかし、私は社会的規制という呼び方自体をもうやめるべきだと思うんです。経済的規制と社会的規制という2分類をして、社会的規制の方に分類されたら、もう聖域になったつもりでいる、という方が随分世の中にはいらっしゃるわけでありまして、社会的と呼ぼうが経済的と呼ぼうが、およそその規制には何らかの合理性、目的なり存在根拠が必要なわけでありまして、

それは社会的かどうか、経済的かどうかとは実は何の関係もないわけです。

本来規制が合理化されるためには、本来の民間の市場にそのままゆだねたのでは市場が失敗するということが、規制で政府が介入できる唯一の合理化根拠であります。公共財とか外部不経済があるとか、あるいは情報が非対称とか、幾つかの極めて限定的で明確な論拠があるわけです。そういうものがないのに介入している領域が多いか少ないかということで考えると、そういうのが多いところがまさに政府の失敗が発生しているということでありまして、これはたまたま、いわゆる「社会的」と分類されるところに比較的事例は多いのかもしれませんが、もともと社会的規制だったら聖域でいられるということとは実は何の関係もないということは、押さえておくべきです。私は、この呼称自体を今後は使わないのか正しい道だと思っています。

とはいえ、幾つかのいわゆる「社会的規制」という言葉をあえてここでは使いますが、そう言われているものの中で、何点か大変新鮮な驚きを感じた項目が幾つかありますので、申し上げたいと思います。

私自身は、この規制改革会議で八代先生と一緒するまでは、こういう領域はほとんど勉強したことがなかったのです。役所も、私は建設省でしたので、比較的いわゆる「経済的」周りのところで議論をしてきたもので、世の中にこういう規制があるということは、ついここ1年ばかりで初めてわかったわけですが、驚くべき議論が出てくるわけです。

例えばスーパーで薬を解禁してはどうかという議論があるわけですが、スーパーで解禁するためには、薬剤師が必ず薬局ではいるんだという、この規制が邪魔になるわけですね。所管官庁は、コンビニではだめだから、薬局のように薬剤師が必ず立って、そこで対面で副作用の説明をしなければ、薬を買った人が大変な目に遭うというわけですね。一見もっともなんですけれども、実は薬局で対面で副作用の説明をしてくれる薬剤師がいるということは、普通に薬を買いに行かれた方ならどなたでもわかるように、余りないことでありまして、名義だけ貸している薬剤師さんとか、店にいないケースですとか、たくさんあるわけです。

しかも、さらにおもしろいのは、富山の薬売りという制度があります。これは置き薬ということで、回ってきて、年に1回くらい薬を交換するという制度ですが、これも私も聞いて驚いたんですが、高校を出て3年間販売経験があれば、要するに、薬局では薬剤師しか売ることができない薬を、富山の薬売りは高校を出て3年売り歩いただけで無条件で売ることがで

きるんですね。さらに高校を出ていなくても、すなわち中学しか出ていなくても、5年間販売経験があったらだれでも売れるそうであります。だったら、ということで我々が申し上げたのは、コンビニだって、高校を出て3年間薬を売った経験がある人を雇って、そこに置いておけばいいじゃないか。あるいは中卒だって5年間売った経験がある人をコンビニに配置しておけば、富山の薬売りが売っているのと同じ薬を売らせて何が悪いのか、と質問すると答えられなくなる。こういうことがあるわけですね。この程度の議論で優劣がはっきりついているものすら、今では全国展開はおろか特区もできていない。こういうのが一つあります。

またもう一つ、混合診療というのも非常におもしろい領域でありまして、例えばがんの治療で、ベースは保険医療で診てもらっている。だけれども、新しいがんの特効薬だと呼ばれるものができたので、それを試してみたいと考え、これが保険対象の治療法でないとする、その新しいがんの治療薬だけじゃなくて、ベースの通常のがん治療も含めて全部、途端にすべてが自由診療の世界で自費負担になるわけですね。これはわからない。要するによほどのお金持ちしか試せないということで、かえって金持ち優遇だと思うんですが、なぜかこれを混合診療ということで認めるのは金持ち優遇だというのが所管官庁の論理であります。これも理屈を聞いて驚いたわけですが、生命・健康の安全のために、保険がまじった以上は、保険の中ではそういう危ない治療は試させないんだというふうに言うわけですね。しかし、そうであるならば、自由診療というのはそもそも今許されているわけですから、自由診療で危ない治療を試す人の健康や安全はどうなってもいいんだということを前提にしないと、こういう理屈は成り立たないわけです。医療に関しては、例えば62の、既にトヨタ病院や麻生セメント病院という株式会社立病院が何の危険もなく、安全に高度の医療を営んでいるにもかかわらず、今後の株式会社病院は、患者をないがしろにするから絶対認めないという議論がいまだに維持される。

また、農業でいうと、耕作放棄地というのはここ5年間で3割ふえて21万ヘクタールになっているんですけども、この理由の86%は高齢化が原因だということですね。ということは、個人農家は耕作放棄しやすいということを農業団体自身のデータで認めているにほかならない、ところが、いや、株式会社の方が耕作放棄しやすいに決まっているから、農地の賃貸はいいけれども保有はだめだと、こういう議論を連呼する。しかし、例えばアメリカやフランスでは株式会社が農地を保有できることになっていますので、それで本当に弊害があるかどうかという

のは調べればわかることなんです、この議論が争点になるまで調べたこともない。そして調べてみると、結局弊害は発見できなかったけれども、やはりやりたくない、というのが現在の状況です。社会実験どころか海外の実例も見ないで断定する、一体何のために制度を立案するのか。この手の話は枚挙にいとまがないのです。

こういう議論は、先ほども問題提起がありましたけれども、全部規制改革会議のホームページで公開されておりまして、多少時間と忍耐を要すれば、大変おもしろいやりとりが見られますので、興味を持たれた方は、ぜひホームページの特区ワーキングやアクションワーキングというところをごらんいただければということです。

【牛嶋】 ありがとうございます。

先ほど1つ、八代さんの方から、自治体の方でも独自の減税等の助成ができるのではないかとということで質問が出されまして、末吉さんの方から答えていただきましたけれども、あと北川さんの方から、その点についてももし何かあればお願いします。

それから、1つ私自身の質問があるんですが、3,300の自治体が動けばすごいことになるというふうにおっしゃられたわけです。私もまさにそのとおりだと思いますが、第1次の特区申請は3,300ある中で百二十幾つ。ダブリもありますから、数的にはもうちょっと少なくなります、そのぐらいしか出てこなかった。これからまた何回も何回も機会がありますから、動き出す可能性はもちろんあるわけですが、これからそこら辺のところの展望を、本当に3,300が動き出すのだろうかという展望がもしございましたら、お聞かせ願えればと思います。

【北川】 私は進化論者でございまして、一たん入ったら後戻りはしないからということで、進化しやすいような状況をつくり出していくということがリーダーの条件だろうと思っていますから、そのように動いていくことがとても重要だと思っています。

それで、これは本当に際限のない議論になりますが、多分最終的には、私が申し上げた縦と横の弊害があると思います。例えば、今の段階で医療費を云々ということだと限界があると思います。医療と健康と福祉と、これが3つあると、今までの都合で全部これは法体系も違いますが、予算体系も違うし、仕組みも医療と健康と福祉は全部違います。こんなのは国が勝手に使いやすいからつくっただけです。これを一緒にしたら、毎年1兆円医療費が本当にあがるかどうかという基本的な問題に至ったときに、三重県は紀和町というところが日本一の高齢化率

を誇っていますけれども、みんなが「これは高齢化だから大変だね。50%を超えちゃったね」と言って励ましに行くんですね。それで励まされて帰ってくるんですよ。本当に健康なんです。このように地方分権していただいたら自分でやられるわけですよ。

だから、医療、健康、福祉というような問題を平気で分けている時代が本当にどうかということに必ず僕は行き着くと思います。生まれたときに母子手帳、学校へ行って学生手帳、会社へ入って会社手帳、卒業してって、これ、全部カットされていますよね。だから、個人のプライバシーの問題もあるでしょうけれども、本当に生涯をどうするかという議論があったら、今のパラダイムで考えるから問題であってというところまで僕は行き着くと思います。それを本当に決めるのは、私は民だと思っていますから、選挙だと思っていますよ。だから選挙で本当に各党がきちんと公約をして、今まで個々のみんなが出るから体系的な政策を持って立候補していませんね。個々の思いで「おれはこうする」と、これだけの話ですから。だから体系立った官僚に勝てるわけはなかったわけですよ。だから、体系立ってプロセスをつけて、そして期限もつけて、ここまでやるということを明確にやって、そして苦い薬が入っても、それでも国民が多数をその党に与えたら内閣を構成するわけですから、国民が信任したということになって、圧倒的に強い内閣ができる。

官僚は必ず従います。サッチャーがこう言いました。「私は大変楽にサッチャー改革はできました。マニフェストを掲げて選挙をしましたから、賢い官僚の皆さん方は事前に十分に考えられておりましたから、全部用意ができていました」と、これなんですよ。こういうふうになったときに一遍に官僚さんは張り切るということになるんですね。ところが今、閣僚になられるときに、「図らずも任命をさせていただきます、ただいまからよく勉強をして」と言われますが、役人の方と勉強すれば前例主義に決まっているでしょう。だから、内閣をつくるのが目的ではなしに、はっきりと選挙の前に約束をして、これをやるということになったときには堂々と大臣は最初からマニフェストをつくって、この大臣がなると言ったらそのとおりになったときに、官僚さんは本当に本来の仕事を徹底にやられますよ。そういう良循環が起きていくようにしないと、これは際限のない議論になる。これはパワー・ポリティクスですから、だれが勝つかということになったときに、官主導で来たことを本当に民主導で変えていかなければいけない。民主導にするために何が一番いいかと言えば、僕は情報公開だと思っております、

情報公開の一番いい手段は、実は地方分権だと思います。ご自分の負担と受益が明確になるといふことならば、基礎的自治体へ行けば行くほどはっきりするといふことです。すなわち負担と受益の関係を明らかにするのが情報公開だとするならば、そういったパラダイムシフトへと近づくと、これは一つの手法であって、そしてやがて非連続の革命が起きないと、ここ日本でそのスピードがおくれればおくれるほど、ますます重症になっていくのではないかといふことを申し上げたいところであります。

したがって、今、全国で 100でも 200でも出てきて、そこで磨きをかけて、そしてその集合体で、末吉さんのお話ではありませんけれども、でき上がってきた制度は武力以外に、やはり一気にはやれませんが、してはいけないこともわかりません。したがって、100も 200もの積み上げで、あるときパラダイムシフトが起こるといふ仕掛けが必要だといふことを僕は申し上げたかったと、こういうことです。

【牛嶋】 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間も過ぎましたので、一応パネルの方々のディスカッションはここでとりあえず終了といふことで、これからフロアとパネルの方々の間でフリーディスカッションの時間を設けたいと思います。フロアの方でご質問等がある方は、挙手をいただいて、ご発言の際には所属とお名前を明らかにした上でご発言をいただければと思います。

どうぞ、どなたでもご質問等がある方は挙手をお願いいたします。

【A】 座ったままで失礼します。長野県でNPO法人の理事をしております。

それと直接は関係ありませんが、先ほど末吉市長がおっしゃられたことで、私の知識からすると「えーっ」といふ感じがしたのですが、実は外国人の作業員ですね。大工さんじゃなくて組み立て員だろうと思いますが、それがだめだと言われたといふことですが、私が知っている限りではこういう例があります。海外のログハウスを日本に輸入して、日本で組み立てるときに、例えばカナダから人が来てやりますよといふことは、もうその業界では当たり前のことですね。もう既にたくさんの方が来て日本で作業をして商売をしております。そういう事例があります。

今までの官僚のやり方といふのは、そういう事例とかいふのは多分末吉市長はご存じなかったのではないかと思います。相手が知らなかったら自分のところで押し切ります。まさに情

報非公開そのものですね。そういうことなので、何かお困りになったら、それこそホームページでも何でもいいですよ。こういうことを言われたのだけれども、ほかに類似例はありませんかというようなことをお尋ねになればいいと思います。私は少なくとも今話を聞いて「これはおかしいのではないか。すでにログハウスでやっているのではないのか」という気がしたものですから。

それから、もう一つ別の話です。農水省が農地のことで物すごく抵抗しているということは、福井先生のこの文章を見るとよくわかりますが、確かに荒廃地をどうしたらいいのか、我々の長野の方も大変ひどいので考えております。やはりその中で規制の問題というのはどうしてもひっかかって、自治体の方々もそこで先に進めないというふうな、あきらめムードがあります。そのところをいかに打破していったらいいのかということが問題になってくるわけですが、その辺で何かいいお知恵があればなと思います。

【牛嶋】 どうもありがとうございます。

じゃ、福井さん。

【福井】 もし現場で切実なそういう要望なりニーズがあるとしたら、それができるだけ中央官庁も含めた公の場に明らかになるように、ぜひご尽力いただければと思います。

【末吉】 ログハウスで、カナダから例えば補助の試験的にとか、そういう例では私の町にもあります。したがって、今回はちょっと特殊な大型の仕組みなものですから、その部分ではないかと思います。ご指摘ありがとうございました。

【牛嶋】 そのほか、どなたでも結構ですが、どうぞ。

【前田】 前田と申します。茨城大学の方で地域金融の方を教えている者ですが、四日市のコンビナートとか北九州の埋め立てについて、これは特区という形でやっているということを知って、なるほどと思いますが、地域の活性化ということから考えれば、ここのコンビナート、または北九州の埋め立て、ここの部分だけで終わっていたのでは活性化につながらないと思います。ここから横に広げるという形であれば、サービス業あたりにどういうふうに広げていくかということ、消費者がお金を使うように持っていく、または雇用の促進によって雇用された人たちが、その地域でお金を使っていくようにならないといけないと思います。

そうしたときに、北川先生がおっしゃられたようにトータルマネージメントが大切だという

形もあると思いますが、そのときに行政がそれに手を貸してしまうと、また余計横に広がらないという形もあるかと思いますが、その中でトータルマネジメントの中心になる存在としては、どのようなこと 私としては地域金融機関というのをその中に組み込んでいったらどうなのかなというふうには考えているわけですが、実際行政的に考えた場合には、そういうトータルマネジメントをどのような形に持っていくと考えられているのかということをお北川先生と末吉先生にお願いしたいと思います。

【北川】 そのとおりだと思います。そうしますと、1つの問題で北京の蝶々が特区で飛び交いますと、三重県の四日市市というのは三重県の北西地域ですけれども、そこでどうやって全体が元気になることをしようかと思ったときに、産官学民のコンソーシアムが生まれてきました。そうしたら、今度はそういう特区に融資するときに、特別低利の融資をとるので地方銀行3銀行が立ち上がって、金融機関もそのコンソーシアムに入ってきたんです。日本政策投資銀行も大変興味を示してくれましたが、財務省に今負けていまして、できていないんですけれども、やがてそれは大きなところでも、そういうことに当然発展をしていくのかなと思います。行政が手を貸したということになりますと、従来の行政をイメージされていると思うんです。管理する、あるいはしていけない、これはしていかないって、ブレーキかもわかりませんが、それをアクセルに変えていかないといけないというふうに私は思っています。

なぜ特区構想が三重県はうまくいったかといいますと、産廃税のときに物すごくとがった議論をしたんですね。そしてバッティングして、うまくやれとか、そうではなしに、事なきをもってよしではなしに、四日市市役所と三重県庁も大激論がありましたね。あるいは産業界とも大激論がありましたね。そのときに初めて、実は友情が生まれたというので戦友というのが生まれてくるという、これを訓練し始めたんです。すなわちパラレルに、民と官が本当に対等になった。だから民がいくら言っても、官も平気で言い返すわけですね。だから、民の言うてくることを無条件に全部聞く必要は全くない。全部聞かなければならないのは、内々で決めた情報非公開のシステムがあるから聞かざるを得ない。全部オープンにしましたから、今度はあなた方の自己責任を問いますよと行政の側が言い切らなければ、民と官のパラレルの関係はないわけですが、お互いがそういうことになってきましたから、官の介入というイメージがこのことに関しては少なくなってきたんですね。だから、これからの行政体というのは、私

はそういうふうにあるべきだというふうに考えて、その大前提のキーワードは情報公開だと考えているところです。そうしますと、民の皆さんも、そういうことに気がつかれるんです。

正直申し上げて、民の皆さんも中央集権なんですね。四日市のコンビナートの工場長さんと事業所長さんは、それで政治的な判断とか、そういうことをやったら社長さんに必ず怒られるんです。だから全部中央を見ている。だから私、社長のところへ何回も行きました。そして、こちらが本気だなということが分かって、そして自己決定ができる場所ですから、やはり分社化されていないような企業というのは、そういう点ではだめですね。だから、そういうところを乗り越えて変えていかないと、官ばかりの責任でも何でもなしに、民も本当に中央集権がひどくてだめですよというところをわからせてあげないといけないと思います。パラダイムシフトというふうなことがあると、1足す1が10になると、僕はそう思います。そういうところを気づかせてくれたので、私は特区としては非常にいい北京の蝶々を、きっかけを与えてくれたということを冒頭に申し上げたと、そういう話です。

【末吉】 この資料では一部の港湾の区域だけしか埋め立ては書いておりませんが、地域指定は北九州市です。全体が指定されている。そういうことで、土地利用については、先ほども言いましたように港湾管理者を北九州市長にゆだねるということでしたから、条例で北九州が特区の事業実施区域を決めました。ちょっと見えにくいかもしれませんが、こちらで載っていませんが、響灘のところはこのごく一部ですから、このように全体の区域が広いということだけはご理解ください。

それからもう一つ、地域の中で、埋立地が不自由な土地利用の仕方でしたから、これが自由であるといっても、やはり一定の制限が当然あります。これは条例に書いてありますが、一番典型的に言えば、今までの港湾区域なら、自分が埋めたところ、そしてそれ以外の埋め立て目的以外に使えないということですから、例えばですが、そこに働く人のために宿舎はできない。要は基本はまちづくりですけれども、コンビニもできない。したがって、集積が広がってくれば町が必要ですから、その部分の判断は港湾管理者である北九州市長にということになりますから、条例でつくって明確にして進めていきます。そういうことで、今までではできなかったことができることになりましたが、これはどのようにまちづくりをしていくかという点でありますから、市の条例でつくった中で、とにかく当然市の関係者はたくさんいますから、いい町

づくりにするような方向にしていくのが私の務めであります。

それからもう一つ、今、北川教授に先に言われましたけれども、例えばこの特区をやる時に、特区構想を進めるためには規制緩和ですから、どんな規制がかかっているか行政ではわからない部分があります。圧倒的に民間の人があそこを変えてくれ、ここを変えてくれと言われたところで、その規制をひとつ一つ調べなくてはいけない。そのためには緊密な打ち合わせが必要です。同時に、どうしてほしいかと言われるときには、北九州の場合も四日市のように、ここまで来る場合、相当関係者と交渉しました。もちろんベースには信頼感が必要だと、これは四日市の場合も私どもも全く同じであります。北九州の場合で言いますと、公害克服の過程で会社との間のネットワークがある程度できています。とはいえ、一番の問題は、おっしゃるように民間会社も、最近とりわけ不景気になりますと、本社の財務部、役所で言えば財務省がしっかりしていますから、出先でなかなか具体的なネゴができないという恨みがあります。このように、地域には権限がだんだんおりてきます。会社もそれぞれ地域に任せるようにしてくださると、この交渉と申しますか、相談事が大変うまくいきます。ここがないと、北川前知事が言われたように、東京まで足を運ばなければならない。足を運んでも、どなたか1人か少なくとも1カ所で全部わかっているような交渉窓口をつくってくださればいいですけども、民間もだんだん会社が大きくなりますと、何部に行ってくれ、何部に行ってくれと言われるのが担当としては大変きつい。役所でそう言われますが、民間も結構同じような状況です。だから、そこの部分は、私どもとしては、そういう話がしっかりできればどこでもいいわけですけども、なるべく権限を出先におろしてくださることが、こういう仕組みがうまく回る要因だと思います。

【牛嶋】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

【B】 ジャーナリストをしております。この間、道路公団の民営化委員会にかかわったある委員の人が言っていた言葉が非常に印象的ですけども、つまり、規律がないままにただ議論して、出てきた結論に対して政治家、指導者が何の方向づけも決断もしないというふうなことを言っておられた。本当に、公団の民営化の問題を見ていると、まさに今の政治が決断しないことが最大の問題なのかもわかりません。そういう中で、今度の構造改革特区の問題も、

本当にこのデフレ状況を脱却するためには、やはり大胆に政治が決断しなくちゃいけないと本当に思います。そういう面で、北川さんが投げられたボールも、一つの方向づけとして、手段としても問題提起としてもとてもすばらしかったなと思います。

八代さんと北川さんにお聞きしますが、一つのやり方として、要するに一国二制度というのを中国と香港の関係に例えて、例えば沖縄は既に金融改革特区をやってはいますが、沖縄とか佐渡みたいなアイソリティーズのある離れたところで大胆にあらゆる構造改革特区、要するに全体を特区のモデルの場としてやる。そういうふう大胆にいろいろな制度の枠組みを変えていくような実験をやるという格好でブレークスルーをすれば、妙に散発的なことをやるよりも、はるかに僕は大胆な格好になるかなと。最後は政治が決断することかも知れませんが、そういう格好の一国二制度的な構造改革特区をつくるという議論というのは余り出てこないのか、そこはどう思われるのか。また、そのやり方についてはどう思われるかお尋ねします。

【牛嶋】 それでは、まず八代さん。

【八代】 もちろんそうした考え方はあると思います。それが中国・アイルランド方式のやり方だと思いますが、この構造改革特区はそれと正反対の考え方で成り立っています。従来型の特区制度が間違っているとは言いませんし、現に日本でもそのタイプの沖縄の金融特区があります。しかし、果たして沖縄に金融特区を設ければ金融サービスを発展させる環境があるか否かという議論自体は何もなくて、単に沖縄は経済水準が低い地域だから、それを発展させるために、ほかの地域では認められていないような規制の特例措置と補助金を集中的に入れるという、いわば昔の地域振興策の延長線で行われているやり方なわけですね。これは佐渡にあっても同じだと思います。つまり、政府がイニシアチブをとって特定の地域を決めて、そこに集中的に財源等規制緩和をやるというのが従来型の国のモデル事業の考え方です。今の特区というのは全くその逆であって、地域がばらばらにやるわけで、その意味では集積効果は小さいかもしれませんが、それは地域を出発点として、いずれは全国改革に結びつけるためのルートであるというやり方です。別に従来型のやり方が全く間違っているとは言いませんが、それとは異なる発想に立っているものだということをご指摘したいと思います。

【北川】 この特区構想の延長かも知れませんが、ちょっと私も違うかも知れませんが、日

本はOECD加盟国でございますから、市場の原理に乗って規制を緩和したり確保したりしてやっていかざるを得ない点は大いにやればよいと思います。三重県の場合も、名古屋に近い鈴鹿とか四日市とか桑名というところと、いわゆる紀伊半島の突端の方とは全然違います。したがって、私は一国二制度とか一国多制度論者でございます。そのときには地方分権が整ってきて、そしてそこで自己決定、自己責任ができて、そして、あなた方はこっちで競争してください、私たちはこっちの方がいいという、アシの民主主義といいますが、そういったことで選択されるという方向へ行った方が私はいいと思っております。

したがって、若干今の八代さんの議論とよく似ていますが、遠い将来そういうことになりません。それに近づく努力はしていかなくてはいいませんが、私は一国二制度論者といいますが、そのためには分権ということが前提になりますけれども、その考え方に立っております。

【牛嶋】 ありがとうございます。

時間も参りましたが、最後に1問受け付けたいと思います。女性の方、その後で続けて男性の方、ご発言ください。

【C】 東京大学法学政治学研究科で民刑事法を専攻しております。専門外のことで、全く的外れな質問かもしれませんが、お伺いできればと思います。

北川先生がおっしゃった北京のバタフライという話のことですけれども、それは空間的に見て地域から改革を始めて全国に及ぼしていくという発想だと思います。恐らくそれはそのとおりだと思ひまして、そのような改革としてこの構造改革特区が出てきたのかなと外から見ておりました。ただ、恐らくこれから将来の日本を考える場合に、そのような短期的な視点だけではなくて長期的な視野が必要だと思ひますが、それに当たって、恐らく短期的にも長期的にも必要なのは、将来の日本を担っていく担い手の育成ではないかと思ひしております。その点について、構造改革特区というものが担い手の育成にどういうふうにお考えになっていらっしゃるのかという点を一つお伺いしたいと思ひます。

それと密接にかかわっている点ですが、このようなフォーラムに集まる方々というのは、それに関心をお持ちの方が多と思うのですが、実際上は若者の間ではそれほど知られていないというのが現状だと思ひます。したがって、そのような関心のない人たちにいかに広報していくか。一つは情報公開という点がそれに応じていて、新聞などに出てくるというのはそのとお

りなのですけれども、情報がこれだけ氾濫している現代社会で、新聞とかの広報だけで足りているのかどうかという点についてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

【牛嶋】 これは北川さんに対する質問と考えていいですか。

【C】 はい。一応北川先生と八代先生にお伺いできればと思います。

【牛嶋】 次の方、続いてお願いします。

【D】 広告の仕事をやっています。地方の可能性の方にすごく期待している者です。

北川さんと末吉さんに特にお伺いしたいのですが、特区というのは、やはりそういうふうに小さな地域単位で提案しますけれども、もう少し連携して何かしらある広域な地域がまとまって提案するようなこともできると、もっと世の中よくなるかなという気がしています。例えば財政的にも独立するほど僕はいいと思っていますが、州単位とか、そういうことまで含めて言うと、地道な努力ももう少し連携をとった形での新しい提案の仕方という、単発でそれぞれ国対地域が1対1でというふうになると、どうしても個別的になってくるので、小さな突破口としては期待したいんですが、もう少しざっくり地域でやっていただけないかなと思ったりしますが、いかがでしょうか。

【牛嶋】 ありがとうございます。

それでは北川さん、お願いします。

【北川】 人材、担い手ですね。特区構想はまさに自立だと思います。だから、今までは国に地域も甘えて、責任もとってくださいよ、お金もくださいよ、頭もヘッドクォーターもそうですよという甘えがありましたね。だから国だけが悪いのではなしに、地域もそういう構造で甘え過ぎていた。だから、あなた方で考えてみたらということのチャンスだと僕は見えています。そこで自己決定、自己責任という習慣が身についてこないと、甘えの構造でそのままいけば、明らかにモラルハザードが起きて、国の考え方が悪かったから、補助金がなかったからできないと逃げることは幾らでもできたのが逃げ切れなくなるということで、権限と責任を明確にするということですから、当然地域の自立と人材の自立ですね。人の自立ということが当然求められるから、これは本当にすごくいい発想だというふうに思っているところでございます。

もう一つは、成功例をうんと出していくことによって、若者の方に限らず地域の方に、行政とか政治というのは頼りになるものだということを理解させることだと思いますね。ある石油

会社の社長さんが「いや、北川さん。特区のおかげで、うちは投資するときに実は5億円かかるのが3億円で済んじゃったよ。あれはいいな。勇気が出たよ」と、こういうことになって、その企業は50億円の投資をしようとか、そういうことになってくるわけですね。だから、そういうふうな流れから、やはり自分たちが変えれば地域は変わったということでしょう。社長さんは、民間の方が訴えて行動を起こしたら法律が変わって2億円がもうかった。三位一体でも、国の政府から地方の政府へ移っていただけですから、私たちの生活はどうなるのというのがわからないから燃えないわけですから、そういうふうに自分たちが立ち上がったら変わるのだという民主主義ですね。民が立ち上がったらということの習慣づけがないと、本当に日本の民主主義は育っていかないということで、その点でも、この特区構想はうまく活用できれば応用範囲は広いというふうに考えております。

もう一つ、連携したらどうかというのは、これは末吉さんもおっしゃいましたけれども2つありまして、ひとつは各省庁間を連携するということですね。それと、各地域ごとに単独でというのが、連携して各県をまたいだり、あるいは各市町村をまたいだりということは、私たちも起こってきていると思っております。すぐそういう問題にぶつかります。行政、政治は現実ですから、何であそこの地区だけがというふうにしかられるという点も踏まえて、まずそうです。そして、産業とか地域は全部リンクしていますから、リンクしないと完結していかないということです。今はまだスタートしたばかりですから、これが一つの北京の蝶々として羽ばたき始めたら、地域、あるいは省庁間も大きなモスラになるのではないかとこのところを、これから育てていかなければいけない。地域を育てるとか産業を育てるといふ、まさにそういうインセンティブな政策がどんどん続いて自己決定、自己責任で地域から生まれてくれば、もう国の方も本当によく言うことを聞いてくれます。いい情報発信だなと、そういうことでこなせていけると私は思います。

【末吉】 広域のこと、北川さんがしゃべってしまうと、ほとんどもう覆われてしましますが、広域でやった例があります。例えばプロジェクトで言いますと、ロボットについては県と福岡・北九州両市でやりました。だから、テーマによっては既にそういうことが行われております。あなたのご質問は、とにかく一つ一つ小さく公共団体でやるよりも、もっと広域的にやったらどうだというのは、まさに地方自治体が今 3,000幾つありますが、幾つにしたら国として

一番いいのかということとも裏腹になるのではないのでしょうか。だから、特区の場合で言うと、物によっては一つのきっかけになる可能性はあると思います。

【牛嶋】 ありがとうございます。

それでは、最後に八代さん、お願いします。

【八代】 もう既にお2人からお答えがあったと思いますが、この特区というのは市町村単位ですけれども、先ほども言いましたように、それは提案主体であり申請主体ですが、それは他の市町村も活用できる。例えば北九州市が独自の特区提案を行い、それに基づいて特区法ができたのですが、これは全国どこの市町村が追従してもいいのです。ですから、その意味で、無理に提携しなくても、後で自動的な提携が起こるという可能性は当然あるわけですし、もちろんそれを意識的にやっても構わないわけですが。その意味で、単位が市町村だから市町村でしかできないということではないわけで、県が組織化しても構わない。

それから、情報のことですが、これについてはむしろ内閣府も一生懸命いろいろネットに出しています。大事なのは、やはり各県、各市のNPOが頑張っていて、なぜよそがやっていることをうちがやらないんだという圧力をかけていただく。それに対して、やはり特区室の方も、できるだけ各県比較をしていただく。例えば申請がゼロの県がありますというようなことは、大きな圧力になるんじゃないか。あるシンクタンクのレポートで、公共投資の依存度が高い県ほど特区の申請が少ないという関係があった。こういうのは非常におもしろいわけで、お上頼みの県とか市町村と、自助努力でやろうという市町村・県の違いをできるだけ際立たせるように、特区室の方もまたいろいろ資料をつくっていただければと思います。

【牛嶋】 どうもありがとうございました。

本日は予定の時間を超過して、熱心なご議論をいただきました。この特区の問題で、まさに第一線でご活躍の方々にパネリストとしておいでいただいて、大変熱心で有意義な議論ができたと思います。特区については、今後とも提案が繰り返し募集され、それに基づいて規制緩和が実施され、またそれに基づいて特区の申請が受け付けられるということでございますので、この特区の構想、特区という手段が、新たな規制緩和と、それから日本経済の再生にとって大きな力になるということを期待したいと思います。

パネリストの方々、本日はどうもありがとうございました。(拍手)

(注) 以下、編集上の都合により、会場からの質問者の氏名と所属は、基本的には伏せていますが、今回は、ご本人からの要請により実名を表記した部分もあります。

- 事務局より -